

シンポジウム

「いのちを大切にできる安全な社会づくりをめざして」

— 一般社団法人健太いのちの教室設立記念 —

2021年3月6日（土） 13時 — 16時37分

オンライン開催（専修大学神田校舎、女川町まちなか交流館などより配信）

主催・専修大学法学研究所、専修大学法社会学セミナー、一般社団法人健太いのちの教室

進行・松野芳子

1. 開会挨拶

2. 講話「大切な命を守る企業防災・組織防災」

— 語り継ぐ命・守られた命・守るべき命 —（田村孝行、弘美）

3. 法人世話人挨拶

4. パネルディスカッション「いのちを大切にできる安全な社会づくりをめざして」

5. まとめの言葉（柳田邦男）

6. 閉会挨拶

松野

ご家庭でしたが、長男健太さんは、専修大学を卒業後に就職した七十七銀行女川支店に勤務中の2011年3月11日、東日本大震災の津波事故の犠牲となりました。

田村さんご夫妻は、悲しみに暮れる日々でしたが、事故現場の近くで語り部活動を始め、また銀行に対しては、他の遺族とともに事故の原因究明を求めましたが納得のいく回答が得られず、やむなく裁判を起こすことになりました。

最終的に、裁判では避難誘導の誤りに関する銀行の法的責任は認められませんでした。田村さんご夫妻はその後宮城県の内外で語り部活動を続け、他の事故のご遺族との交流を通じて、より安全な社会づくりに尽力しようと、おとし、2019年、一般社団法人健太いのちの教室を設立し、命の大切さを広める活動をされています。なお、Googleドライブにアップしてあります田村さんの講話の資料を併せてご覧ください。本日のタイトルは、大切な命を守る企業防災、組織防災です。

では、田村さん、お願いいたします。

田村孝行… はい。ちょっと資料を共有させていただきます。(以下、田村孝) ちよっとお待ちください。

はい。これからですね、私たちのこの10年間の足跡をお話をさせていただきます。七十七銀行女川支店津波事故の概要をお話しさせていただきます。この事案は、拘束された管理下の中で起きた労働災害です。

2011年3月11日、東日本大震災。東北の沿岸部を飲み込んだ大津波。町の指定避難場所である高台に避難して助かった人たちがいる一方で、避難場所の高台に逃げずに銀行の支店に留まるよう指示された行員12人が犠牲になりました。息子は、その1人です。

なぜ目の前に高台があったのに逃げるのができなかったのか、なぜ屋上だったのか。疑問が今も消えません。不条理なその犠牲に、想定外だった、仕方がなかったとせず、一つ一つを検証して教訓としなければ同じことが繰り返されてしまいます。これを機に企業の防災のあり方を一緒に考えていただきたいというふうに思っています。

女川町は宮城県北東部、三陸海岸に位置してま

田村孝

す。過去にも何度も津波が押し寄せてる津波の常襲地帯で、津波の歴史のある町です。

震災1年前にもチリで発生した地震から女川には、1メートルの津波がきています。女川湾の場合、湾の入口がリアス式海岸の特徴のVの字となっています。その入口は、25キロと三陸海岸では一番狭くて、津波がきたら、水かさか2倍、3倍と増える立地なんです。山へ逃げるのが鉄則とされていた地域です。屋上は、次の逃げ場を失い、流出物が流れ込み、危険が伴います。

この写真は、震災後です。町全体が分かります。この町は、海を埋めていった町です。このパワーポイントの右側の赤いところが町の避難場所、高台堀切山です。堀切山は、昭和63年から日本で初めて国土交通省が土砂災害を防ぐ砂防工事をしました。山を切り崩して海拔16メートルの平地を造り、病院を建て、この山の土で更に海を埋め立て土地を造成し、街を造りました。そして山には避難場所を造る。土砂災害を防ぐ。土地の有効活用をした一石三鳥の工事でした。正しくそこは、女川町の指定避難場所だったんです。



被災した銀行の立地

銀行は、女川湾の岸壁から100メートルしか離れていない埋め立て地に立地しています。銀行から高台までは、260メートル。ゆっくり歩いて3分。走れば1分。目の前でした。更に標高50メートルの神社があり、高台へ上がれば、次々と上がることができました。

2011年3月11日、午後2時46分。女川町は、震度6弱を記録しました。3分ほどの大きな揺れの後に、気象庁は、宮城県に6メートルの大津波警報を発令しました。

生還した行員の証言によれば、その頃女川支店内では、外回りに出ていた支店長が不在。本店からも次席者からも何の避難の指示も出せずに、ただぼう然と片付けをし、支店長の戻りを待っていました。当時、お客さんは2人、自ら避難をしました。午後2時55分頃、支店長が戻り、店内の施錠、書類等の金庫への格納、屋上の扉を開ける、屋上から海を見てると指示を出します。高台へ行こうと行動は全く取られていませんでした。

そして、15時14分に大津波警報が10メートルに切り替わりました。女川町では、すぐに防災無線で

鬼気迫る大津波が押し寄せてくる情報を、何度も呼び掛けています。

女川町防災課によれば、女川湾に津波がきたっていうのはつきりと見つけ、最後は、逃げろ、と強く叫んだそうです。

本店は、その情報も得ず何の指示も出していませんでした。

支店長の了解を得て帰ったパート従業員1人を除く13人が支店長の指示によって10メートルしかない屋上に留まり、最終的には、逃げ場を失い、かなり狭い直角のはしごを使い、そこへ上るしかありませんでした。

行員は、絶対の上司の指示により、その場に待機しなければならなかったのです。逃げたくても逃げることはできなかったんです。

最終的に切迫した中で、支店長1人の判断、指示により全員が屋上に留まり、1人は奇跡的に生還しましたが12人が犠牲になり、今も8人が行方不明のままです。

生還した行員の証言によれば息子は、時間があるから高台へ行ける、という言葉を残していました。

信頼する会社と日頃から慕う支店長の指示に疑問を持ちながらも息子は、その指示に従わざるを得なかったんです。

結果、高台の病院1階天井近くまでの、10メートル近くの津波が押し寄せましたが、そこに避難した住民の皆さんは、海の様子を見ながら、より早く、より高く、安全な場所へと。また、敷地内にある4階建ての病院の中へ、そして、更に上にある神社へ登り、避難した600人以上の人が、無事、命を守りきることができたのです。

情報もありました。津波の襲来まで30分以上もあつたんです。

女川町には、ほかに4社の金融機関がありました。全て海から100メートル前後に位置しています。

石巻信用金庫は、女性行員を堀切山に徒歩で避難をさせ、男性行員は、車にエンジンをかけ、いざというときに避難をしました。

漁業協同組合は、前の年にチリで起きた地震で発生した津波の経験から次に有事が起きたときは、何も取らないですぐに逃げようと取り決めをし

ていました。

仙台銀行も、会合から戻った行員が、危ないから逃げよう、と。全て3時前に避難をし、ほぼ全ての確な判断の下、職場では従業員誰1人も犠牲者を出していません。

この結果は、地域の特性を考えた避難行動と部下からの意見を柔軟に聞き入れる社内の雰囲気がある避難の行動にも現れ、犠牲者を出さなかったものだと思っています。

銀行の防災プランでも、その堀切山を避難場所としています。行員の持つてる災害カードの避難場所も高台堀切山。屋上の文字は、一つもありません。銀行の説明によれば、平成29年、震災発生3年前に付け加えたと言明しました。

県想定の子川町の津波高は59メートルだから、10メートルの屋上で大丈夫だ、というものです。女川町の立地と津波の歴史を踏まえれば、海の前には十分な審査が必要だったと強く感じてます。

女川の地域性など全く考慮されていませんでした。何の目的があつて、目の前の高台より低

い屋上を避難場所としなければならなかったのか？大きな疑問が残ります。この支店の建物は、避難ビルに認定されていません。

田村 孝

内閣府津波ガイドラインでは、津波避難ビルは高台に避難できない場合の次善の手段であり、地域住民等の生命の安全を確実に担保するものではないと書かれています。

そして防災プランを改定する上で、町の防災課に相談することもなく、支店長への防災教育も、支店全員で堀切山に行く避難訓練も実行されていませんでした。

本店からの的確な指示も出せず、支店長不在の初動には、次席者からも何の指示も出せなかった。素人から見ても、防災意識、意識の欠如が招いた結果と言わざるを得ないものでした。

震災発生後、銀行からは、行員家族へ安否連絡がありませんでした。

3月13日、私たちは、家族で自ら銀行本店に向向き、息子の行方を確認しに行きました。銀行の人たちは私たちには会うこともなく、内線の電話で支店長から、これから「屋上に行きます。」と一報

田村 孝

が入っていたと告げるだけです。銀行は、この惨事を自然災害のせいとして、この事実にしつかり向き合うこともなく、震災から半年後、支店長の判断はやむを得なかったと。道義的責任に留まると発言をしました。

そして行員は発見をされても、されなくても、翌年の3月31日付けて死亡退職と書面で示され、殉職ではありませんでした。

なぜ助けることができなかったのか、何が間違っていたのか。真実が知りたくて私たちは家族会を立ち上げ、銀行側と話し合いの場を設けました。

翌年の3月まで5回ほど話し合いをしました。銀行は、震災の3月11日までの銀行の防災プランは間違いでなかったと言っていました。

話し合いは平行線で終わり、その後も私たちは話し合いを望みました。

しかし、銀行は一方的に話し合いの場を断ち切り、震災A D Rと調停を提示してきました。誠意の感じられない銀行の対応に憤りを感じました。話し合いの場を絶たれた私たち3家族は、企業管理下で起きた労働災害を未曾有の災害で終わらせ

田村 孝

ないため、断腸の思いで提訴に踏み切りました。

1審、2審は敗訴。最高裁判所は、三くだり半で上告を棄却するという冷やかな判断です。

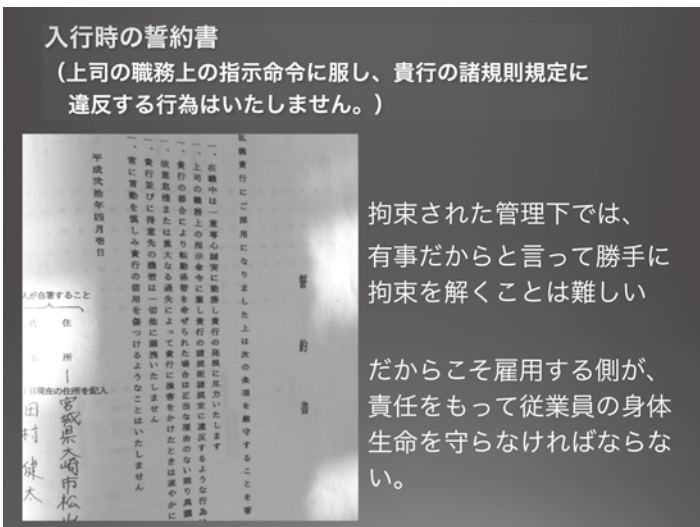
私たちは最後まで、津波避難の備えとして高台があったにもかかわらず、なぜ屋上を追加したのかを問い続けました。

1審判決。経済合理性の観点から、防災は、民間は行政よりも高い投資は要らない。

2審判決。高裁では、判決の結果には反映しなかったものの、津波の高さの予想にもかかわらず、安全な場所に避難すべきであるという私たちの考えを引き出しました。

今、堀切山に逃げてれば助かった命だったということ。ただし、棄却。命に関わる重大な惨事として審理をして、将来に向けて企業防災の指針を示してほしかったのです。真実が通らない裁判に疑問を感じています。

現在、私たちの民事裁判を経験した者から、民事裁判においても一般常識が反映するような裁判員制度のようなものも検討する余地があるのではないのかとお話する機会もあります。



銀行入行時の誓約書

田村 孝

これは、息子の入行時の誓約書です。東日本大震災は、平日の日中に起きました。それぞれが組織の中にいました。

今の日本の企業において従業員は、平時において使用者に拘束されていることから、有事だからと言って、従業員が自らその拘束を解くことが極めて難しい状況です。

だからこそ有事においては、雇用主である企業が責任を持って、従業員の身体や生命を守らなければなりません。この場のリーダーの判断が多くの命を左右するため、リーダーには的確な判断能力が必要不可欠です。

このためにも企業全体で防災意識を高め、危機意識、危機管理能力を自ら高めていかなければならないと強く思い、管理下の中にいて、日常が非日常に変わったとき、本当に企業は従業員の命を守るのでしょうか。

危機意識の欠如の問題ではなく、組織の中に目に見えることはない強い拘束、縛りが存在して、緊急時の対応に悪影響する要因があります。それを回避するには、指示する雇用主が従業員の命を

田村 孝

避難を呼び掛けました。

従業員の中には、車を取りに行きたいとか、鍵を取りに、中には、もうどうせ津波はこない、と怒号も飛んだときに、総務課の人は、これは業務命令だ、業務違反をするなど叫んで避難を促し、午後3時15分。工場内1306人は高台の日和山に避難をし、全員が命を守り抜きました。

そしてその後も、次の災害への備えを行うために、当時の避難行動をプレビューをして、次への備えをしています。

私たちは、この事案から企業の従業員への安全の備え、また、企業の遺族への事後対応等の罹災者支援に疑問を感じてきました。人の力があって企業は成り立っています。命を守りきれなければ事業継続などできません。

私たちのその経験から、企業防災は、人命優先・共助・安全が確認されたら事業継続。そして安全配慮とは、事前の準備、予防責任なのです。命を守る備えが最も重要だと感じています。

万が一、従業員の身体や生命に支障があった場合は、企業は、罹災者と同じ目線で寄り添い、原因

田村 孝

守りきるため、あらゆる知恵を出しきり、事前の備えとその備えを行動にできる訓練が必要だと私は思います。

最終的に緊急時には、従業員が自ら危険と感じたなら自分の判断で逃げて良いという備えもあってもいいのではないのでしょうか。

その取った行動におとがめするようなことのない企業の柔軟な考え、姿勢が必要だと思います。損をしなければ、働く者の命は保証されないと、私たちの経験から強く思っています。

その一方で、生死を分けた的確な避難を判断した企業もありました。

宮城県石巻市の日本製紙石巻工場は、道路1本を隔て海岸です。2010年2月、チリの地震で日本で初めて沿岸部に3メートルの大津波警報が出たとき、その工場は高台に避難をしていました。

翌日の反省会で、次に津波警報が出たら今後は高台へと決めました。3月11日。総務課の行動は、車のテレビやラジオで情報を集め、拡声器を手にして、市の指定避難場所である日和高台への

田村 孝

究明と改善が必要と痛感しています。このような安全計画と罹災者支援を両輪としたものが本場の危機管理マネジメントと考えています。

最後に、現在の日本においては、原因究明と改善を強制的にする仕組みがありません。正しく安全に向けての方施策、また権限を持った独立機関の設置などを支援していただき、明日は我が身と考え、これから一緒に安全な社会になるように向けて考えていただければ幸いです。

はい。この写真は、群馬県上野村に位置している御巢鷹山で撮ったものです。1985年8月12日。JAL123便が墜落し、520名が尊い命を失った場所です。毎年慰霊登山が行われています。この場所には、様々な事故災害で大切な人を突然失った遺族も登ります。

このような遺族はそれぞれ、人の命を大事に考える社会に向けて活動しています。

同じスローガンを持っている方々のつながりから私たちは勇気をいただき、生きる源となっています。今、遺族が声を上げなければならぬ社会ですが、今後、遺族にならないような安全な社会



日航機墜落事故 群馬県御巢鷹山 慰霊登山

田村弘美… 私からは、息子とのお話をさせていただきます。（以下、田村弘）

この写真は、震災2ヶ月前の長期休暇で横浜に旅行に行ったときの写真です。すごくこう、笑顔で幸せそうだなっていう息子の顔が忘れられなくて、今ここで皆さんに見ていただいていますけども。

この2011年3月5日の日曜日です。息子は毎週末、1週間分のYシャツの汚れ物を持って、石巻の単身寮から自宅に帰ってきます。そして日曜の夕方、サザエさんのテレビを見ながら家族そろって食事を取る。子どもたちが幼い頃からの日曜日の夕方の風景だったんです。食後、好物のマカロンを、息子は、「うまい」と言っていて頬張っていました。穏やかな家族の団らんがあったんです。今週は、車の点検があるから金曜の夜に帰るね、と息子は席を立ちました。

「じゃ、また1週間がんばってね」と寮に帰る息子をみんなで玄関ポーチから見送ったんです。車に乗った息子は、「じゃあね」と窓を開けて笑顔で手

を振り、車を走らせたんです。これが最後に見た息子の姿です。

震災2日前、3月9日、水曜日。お昼の12時ちょっと前に宮城県に震度5弱の地震です。この頃、99パーセントの確率で宮城県沖地震が起きるよ、と言われていました。

このとき息子からすぐに、大丈夫？とメールが届いたんです。テレビを見れば、東北沿岸に黄色いライン。津波注意報が出されました。

職場にいた私は、女川は大丈夫だろうか？と思っているうちに、津波注意報が解除。

夕方のニュースで、女川に5センチの津波が到達していたことを知りました。そのとき息子から、「大丈夫だった？」「津波きてたんだよね？」「そっちこそ大丈夫だったの？津波きてたよと職場が特段変わらず通常営業だったことを伝えてきました。このとき女川では防災無線で、海から離れて高台への避難を呼び掛けていました。

あのとき会話の中で、私から避難について強く伝えていたならば、あの日の行動は違っていただ

田村弘… はないだろうか？後悔の思いが募ります。

… 会話は、すぐに19日に引越しをするその準備の話になりました。単身寮を出て、やっと自立することができた喜びに息子の思いはすごく弾んでいました。これが息子と交わした最後の会話です。

3月11日、尋常じゃないものでした。介護施設で働いていた私は、利用者さんを守ることで精一杯でした。携帯をいくら探しても、メールも着信履歴も何も入ってません。

暗闇の中、ラジオからは耳を疑うような情報が聞こえてきます。女川は、どうなってるんだろう？銀行の人たちは、どこへ逃げたんだろう？と不安ではありましたが、銀行の避難に疑いは持ちませんでした。この様子では、二、三日は、息子とは会えないかもしれない、早く会いたい。こんなことばかり考えていました。この日から私たちの生活は、一変しました。

あと少し、この息子の話をさせてください。

1985年、暑い夏が過ぎ、自宅庭にコスモスの花が咲き乱れる頃、9月。息子が生まれました。

丸々と元気な男の子でした。元気一杯、はだして駆け回るやんちゃぶり。天気の良い日は庭先で一日中、砂遊びに夢中です。その仕草全てが愛おしいと思えました。

田村 弘

…

チームの要、采配が勝負を決めると自負。小学校3年生から大学までキャッチャーにこだわった息子の野球でした。

ONE FOR ALL、夢に向かって一致団結。強気の姿勢で攻めた全国野球大会宮城大会では、ベスト8。白球を追いかけて汗を流したその姿は、とても輝いていました。勝利したときのガッツポーズ、今も胸に焼きついています。

念願だった地元銀行への就職。新入行員としての地域のお祭りに参加。仙台・青葉まつりです。

大学があった東京でこのまま就職を、と考えていた息子でしたが、できるなら地元宮城に帰ってきてほしいと願う私たちの思いをくんでくれました。親孝行のつもりで選んだ会社でした。

地域に貢献、社会人として自信と誇りに満ちていました。新緑の中を力強く山鉾をひく健太を頼もしく思えました。

田村 弘

…

たまには外で一緒に食事をしよう、と娘の誕生日記念にとフレンチレストランを予約しました。

庭には、ノースポールが咲いて雰囲気の良いお店でした。食事後にお店の方に頼んで撮っていたいた一枚です。

照れくさがっていた息子ですが、すんなりと収まってくれました。最後の家族写真となりました。息子との25年の日々。私たちに幸せをくれた本当に尊い時間でした。ささやかでいい、家族がそろってごくごく普通の平凡な生活を送れることが何よりも幸せなことなんだよ、と息子は気づかせてくれました。

震災翌日の女川です。壊滅的でした。私たちは道路状況から、すぐには女川には行けませんでした。

3月19日。銀行のバスで、初めて女川に入りました。町は、根こそぎ津波に剥ぎ取られ、この世に何が起こったのだろうかと我が目を疑うような光景。重油や魚の生臭い臭いが充満していました。

健太は、どこにいるんだろう？避難所になっていた女川総合体育館に連れて行ってもらいました。

最後の家族写真



田村 弘

…

混乱状況の中、避難者名簿から私は、必死に健太の名前を探しました。避難所の奥には、遺体安置所。目を背けました。

健太は、きつとどこかで生きています。それから毎日のように女川の浜という浜を探し続けました。季節がめぐるのも気づかず、闇の中を駆け回るようでした。

4月初め、ふつと見るとスカイブルーのきれいな海が目に入ったんです。いつの間にか夏になっていました。

震災から半年の9月。息子は、支店から3キロほど流された女川湾海上で発見されました。警察からの電話で、安置所に来てください。息子との対面は、果たされませんでした。

確認作業は、着ていた衣類を並べてもらって、仕事をしていたままの姿。上着と靴がなかっただけで、ネクタイにネクタイピンまでありました。全て息子の物だと私には分かったんです。初任給で作ったお気に入りのスーツ。ズボン、タグの製造番号と田村の文字が決め手となりました。違うよね？すぐには受け入れることができない

ったんです。健太だと認めることがどうしてもできなかつた。DNA鑑定をお願いします、と私は言いました。

田村 弘

…震災半年。発見される方も少なくなっていた中で、やっと帰ってきたのに。おかえりの言葉も掛けてあげられなかつた。どんな姿でもいいから抱いてあげれば良かった、手を握れば良かった、と今になって思うんです。

しっかりと身に着けていたネクタイピン。泥まみれの名刺。もつともつと仕事があった。人生を突然断ち切られた息子の無念さを思うと胸が苦しくなります。代われるものなら代わってあげたかった。

震災から1年。復興の妨げを理由に支店は取り壊されました。

私たち家族会は、銀行跡地に鎮魂の花壇を造り、季節の花を植えたんです。そして、ここで何があったのかを知らせる手作りの看板も添えました。行員8人は、まだ行方不明のままです。

家族はその場に立ち、帰りを待ち続けるしかありませんでした。がれきも片付き、更地となった

てくれました。

田村 弘

…災害時、個人でいるか、集団でいるかによって危機的状況は、全く違うんです。緊急時、企業、組織の中では、個人の意見は、言いにくいんです。そんな状況下で、自分の命をどう守るのか？考えてほしいです。決して人ごとではありません。自分のこととして一緒に考えてほしかったんです。無我夢中でした。

息子はね、ちよつと生意気で勝ち気な子だったんです。でも、優しくして真面目な子でした。私たちにとつては、頼れる、誇れる息子だったんです。写真を見せながら話をすると、目を潤ませて手を握ってくれるんです。思いが伝わったその喜びに、悲しみが少し和らいだ気がしました。

女川の帰り道、こんな日は、よし、明日もがんばろう、と思えました。今になって思えば、悲しみを聞いてくれる人がいたから私たちは立ち直れることができたんです。

2015年、支店跡地かさ上げ工事のために銀行の花壇を医療センター下に移動しました。そして家族が経費を出し合い、行員モニュメントを置く

跡地周辺には砂煙が舞って、遺族だけが取り残されてしまい、喪失感と悔しさが一杯でした。目の前には、ほかに類を見ない横倒しになった4階建てのビルです。

田村 弘

…当時、被災地の状況を知るために多くの方が女川を訪れていました。ビルが横倒しになるくらい、恐ろしい津波がきたことを私たちが知る限りを伝えました。

津波避難は、次から次へと逃げる事ができる高台に逃げなきや命は守れないんですよ。女川は、海と高台がこんなに近いんです。時間があるから高台へ行ける、と言っていたのになぜ逃げる事ができなかったの？なぜ屋上だったの？女性行員さんも地元の方たちです。この場にいることがどんなに危険なことなのか十分に知り尽くしていた人たちがばかりだったのに。

自分の身が危ないと思ったら、振り切って逃げてほしかった。そして、問いかけました。

もし、あなたがあのとき、ここで仕事をしていたらどう行動しましたか。上司の指示に逆らい、自分勝手な行動が取れるでしょうか。真剣に聞いて

たんです。

田村 弘

…女川は、時間とともに震災の風景が消えて、何もなかつたように復興がどんどんと進んでいきました。息子がいた最後の場所、風景を見て、聞いて、肌で感じてほしかったんです。

これから社会に入っていく皆さんに伝えました。企業として預かる従業員の命に、どれだけ真剣に向き合っているのか。企業選びは大切ですよ。その見極めをするのも自分です。将来に向けて有事の際には、まず命を守るといふ人命最優先の組織体制をつくっていったってほしいとお願いました。そして、かけがえのない命の大切さ、日々の大切さ。皆さんもこれまで成長できたのもご両親はじめ、周りの皆さんのお陰です。自分を支えてくれる周りの皆さんへの感謝を忘れないでください。

一日一日を大切に、目標に向かって一生懸命がんばる姿をご両親に見せることが最大の親孝行です。そして、人の痛みに寄り添える人になってください。親としての思いを伝えました。

女川は、自宅から約50キロ。息子に会いたい、そん

田村 弘 ..

な思いで車を走らせてきました。息子の命を無駄にしたくない。役立ててほしい、との一心でした。今後どんなことがあるうとも、二度と同じ過ちは、繰り返してほしくないんです。命を語り継ぐことが未来の命を救うと私たちは、信じてきました。息子の物は、何一つ片付けられないけど、悲しみが癒えるものでもないけれど、いつの間にか10年の月日が流れてしまいました。

この活動は、私たちにとって唯一、息子と向き合えることなんです。私たちの生きる原動力となりました。活動を通して全国の方々と出会い、たくさんの方に心を寄せていただきました。そして多くのことを学ばせていただきました。この出会いは、やがて温かなつながりとなり、私たちの大きな支えとなったんです。私たちの上げる声は、本当に正しいのか？不安を抱える中で、この件は大切なことだからと背中を押してくれて、追い続ける私たちに勇気を与えてくださいました。息子がつなげてくれたご縁に改めて感謝の思いです。

今回、法人立ち上げに際しましては、そうそうた

田村 弘 ..

る方々にお世話人として関わっていただきました。改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

命を守る取組に終わりはありません。今後、遺族が声を上げる、そのつながり、賛同の輪が広がっていったら、きっと将来、命を守る社会の意識が変わっていくと信じています。健太の命を更に輝かせ、価値あるものにしてあげたいとの思いをよりいっそう強くしています。たくさんの方に寄り添っていただいたその恩を今後お返しできるように、ささやかな活動ではありますが、これからも精一杯がんばっていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

はい。最後にですね、私たちは今、自然の恵みに感謝しながら食べて、元氣と勇氣が出る野菜作りに励んでいます。一つひとつの植えた種が芽吹いて、野菜たちが成長する。その喜びを子どもを育てるように、とても愛おしく感じています。

人が生きる上で環境や自然、そして、人との関わり。コミュニティがとても大切なことだと改め

田村 孝行 ..
(以下、田村孝)

て感じています。健太が幼い頃に遊んだ自然豊かな場所です。健太いのちの農園と名付けました。震災を伝える写真パネルが展示されたコミュニケーションスペースも隣接されています。新たな取組として人が集い、精神を癒やして、命を学習する場になればと思っています。

はい。最後になりますが、健太との突然の別れが私たちの人生観を大きく変えました。親として何ができるのか、本当に模索した10年でした。健太の葬儀のとき、健太を生かし続けると誓いました。その誓いが私たちの生きる命題です。

この活動は今健太の姿は見えませんが、でも、いつも健太と一緒に3人でやっています。健太から渡された命のバトンを一本一本渡すことは、私たちの仕事だと思っています。それが命を大切にする社会づくりの一助になればな、というふうに思っています。

そして、息子健太との再会の際には、あなたの命は大きな役目を果たした、と言えるようにこれからもがんばっていきます。

そして今後とも、今日ご参加の皆様はじめ、



女川会場 講演のようす

田村 孝…世話人の皆様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお

願いたします。ありがとうございます。

(拍手)

・渡辺 実氏

「(株)まちづくり計画研究所所長、防災・危機管理ジャーナスト」
防災・危機管理の仕事に携わって40年余。国内外の自然災害被災地や事故現場に足を運び、報道活動をはじめ復興や防災の啓蒙活動に力を注ぐ。「都市住民のための防災読本」(新潮新書)など著書多数。

田村夫妻の講演に度々足を運んでいたとき、企業の危機管理・企業防災について助言いただいている。

3. 法人世話人挨拶

各世話人の略歴等は、以下の通りである。

・斉藤 賢治氏

「一般社団法人大船渡津波伝承館館長」

岩手県大船渡出身。元さいとう製菓(株)専務取締役。

二度と津波による犠牲者を出したくないとの思いから、大船渡津波伝承館を開館させ、自らも津波の語り部をしながら、日々、避難の重要性、防災の必要性について訴え続けている。

大船渡の震災状況と伝承の勉強に津波伝承館へ田村夫妻が訪問したことを契機に、「東日本大震災から学ぶべきもの」第1回フォーラム開催時に基調講演を担当した。

・武田 真一氏

「宮城教育大学特任教授(3・11のちを守る教育研修機構)、3・11メモリアルネットワーク共同代表」

東日本大震災時に河北新報社報道部長。編集局次長などを経て2016年4月新設の「防災・教育室」室長に就任。震災伝承と防災啓発のプロジェクトに取り組んだ。2019年3月に定年退社し、宮城教育大学の新設組織

「3・11のちを守る教育研修機構」担当。
田村夫妻とは、河北新報社時代に知り合った。

・高橋 真氏

「大阪市立大学大学院名誉教授、博士(法学)」

民法学研究者で、「安全配慮義務の研究」(成文堂、

1992年)、「損害概念論序説」(有斐閣、2005年)、

「抵当法改正と担保の法理」(成文堂、2008年)、

『統・安全配慮義務の研究』(成文堂、2013年)を含む多数の著作がある。

七十七銀行津波事故での安全配慮義務に関して、「自然災害と使用者の安全配慮義務——七十七銀行事件の遺したものと」を題する論稿などがある。

・高木 亨氏

「熊本学園大学社会学部准教授、博士(地理学)」

災害等からの復興研究を中心に、地理学の視点を活かした地域支援、研究に従事している。

熊本学園大学の学生の方々への東北スタディツアーを企画立案し、七十七銀行女川支店事故の事案の研究と交流をさせていただき、それ以降も活動へ助言いただいている。

・井出 明氏

「金沢大学准教授、博士(情報学)」

社会情報学とデータサイエンスの手法を用いて、東日本大震災後の観光の現状と復興に関する研究を行う。

著書に『データサイエンス拡張——近代の再構築』(美術出版社)などがある。

七十七銀行女川支店事故の事案も、上記の著作に掲載されている。

・井若 和久氏

「徳島大学人と地域共創センター学術研究員、博士(工学)」

地域防災の研究、事前復興プロジェクト推進に従事する。

女川町の現状視察でつながり、女川・徳島の関係づくりに尽力いただいている。シンポジウム後、3月12日の徳島大学オンライン講演「東日本大震災10年の教訓を徳島でどう活かしていくか? 大切なちを守る企業防災」宮城県女川町から語り継ぐ」を、田村夫妻が担当した。

・室崎 益輝氏

「兵庫県立大学減災復興政策研究科科长」

「災害研究の第一人者で、『地域計画と防火』、『ビル火災』、『危険都市の証言』、『建築防災・安全』など著作多数。阪神淡路大震災の教訓を含めて、防災・伝承などの助言をいただいている。

・小佐井 良太氏

「愛媛大学法文学部教授、博士（法学）」

津波・事故死亡事案を含む遺族の思いと法と社会への影響に関する実証研究に従事する。

愛媛大学のゼミナール生を毎年女川へ引率し、七十七銀行女川支店事故の事案を研究している。

・宮定 章氏

「和歌山大学災害科学・レジリエンス共創センター特任准教授、特定非営利活動法人 まち・コミュニケーション代表理事、博士（工学）」

「まちづくり」、「学びの場づくり」、「交流の場づくり」を行い、主体的に行動できる人材を育成するための「育ちの場」を提供することで、豊かな地域社会の構築に取り組ん

でいる。阪神淡路大震災の慰霊訪問からの繋がり、神戸・女川の交流と活動に助言をいただいている。

・大城 聡氏

「東京千代田法律事務所、弁護士」

一般社団法人裁判員ネット代表理事、裁判員経験者ネットワーク共同代表世話人、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)事務局長、築地市場移転問題弁護団事務局長を務めるなど、公益活動に従事している。法人を立ち上げる際、ご協力いただいた。

・北見 淑之氏

「北見法律事務所(仙台)弁護士」

・佐藤 靖祥氏

「さとう法律事務所(仙台)弁護士」

・千葉 達朗氏

「千葉達朗法律事務所(仙台)弁護士」

七十七銀行女川支店津波事故弁護団弁護士の方々で、裁判後も田村夫妻を支えている。

松野…ありがとうございます。

田村孝行さん、弘美さんご夫妻の講話をお聞きいただきました。

続きまして、世話人の皆様から一言ずつ、一般社団法人健太いのちの教室へのメッセージをいただきますと思います。

世話人の方々のプロフィールと田村さんご夫妻との関係については、Googleドライブに資料をアップしておりますが、世話人の皆様からメッセージをいただく際、Zoom画面にプロフィールもお出ししますのでご覧ください。なお、大変恐れ入りますが、お時間の都合で、世話人の皆様のメッセージは、お一方2分以内でお願いいたします。

では、まず一般社団法人大船渡津波伝承館館長の齊藤賢治様、お願いいたします。どうぞお話しください。

齊藤賢治…はい、こんにちは。大船渡津波伝承館の館長の齊藤と申します。私は、プロフィールに書いてある

とおり、さいとう製菓株式会社におりました。で、大船渡ってというのは、結構津波に襲われるこ

とが多かったですよね。まあ、そんなこともあって、津波の防災については、大変我々の年代では関心の高い事項でございました。で、社内にはですね『地震だ津波ださあ避難』という標語が書いてありまして、で、更に逃げる場所の案内図が書いてありました。

それから私も昭和35年のチリ地震津波を体験しておりますので、そのときには地震がなかったら、我々一家7人、危うく命を奪われるところでした。あと1分も遅かったら全員が命を落としていたという状況下を経験をしております。まして、こういうことは二度とあってほしくないな、と。

そしてまた、父親、母親からは、防災についての話は何度も何度も繰り返し聞かされておりましたので、逃げることの重要性については痛いほどよく知っておりました。

で、今回の東日本大震災の大津波。私も時折、大きな津波に襲われる夢を見ておりましたし、まあ、あの昭和8年の津波がこの三陸沖で一番大きな、直近で大きなものだったわけなんです、80年ぐ

らいということ、近々のうちに大きな津波がくるな、ということでしょう。社員たちが津波の話を書いていたんですね。

齋藤… まあ、しかしながら、社員は皆さん、若いんでなかなか津波防災と言ってもピンとこない人が多くいらつしやいました。

で、震災後に、こんなことを言ったよね？と言っても、まあ、言ってもなかなか思い出しかねるような方々がおりまして、やはり体験のない人っていうのは、実感がないものだと、私を私は思いました。

そしてまた、先ほど申し上げましたボスター「地震だ津波ださあ避難」という表示をしておりましたけれども、これすら分からなかったという方がおられましたけれども、やっぱり津波、あつ、もう3分ですね。

もう、むきになっちゃって申し訳ありません。ということなんです、やはり企業というのは、トップが防災意識を強く持っていないと、社員たちもなかなか難しいものがあるということなんで、やはりトップが一生懸命防災についてう

たっていく必要があるんだ、というふうに常々思っているところがございます。長くなりまして申し訳ありません。

松野… 齋藤様、ありがとうございます。

続きまして、株式会社まちづくり計画研究所長で、防災危機管理ジャーナリストの渡辺実様、お願いいたします。

渡辺 実… はい。皆さん、こんにちは。田村さん、こんにちは。えー、何度聞いてもつらいですね。明るい健太君の死が不条理な死ですよ。死ななくてもよかつた命。まあ、災害の死っていうのは、不条理な死が非常に多いんですけれども、よくよく一つ一つの出来事を見ていくと、助けられた命というのがあります。

この10年、私は仕事柄、企業防災に関わる機会が多々ありました。そのときは、必ず頭に、冒頭に健太君のお話、この七十七銀行の出来事、問題点、これを触れるようにさせていただいてきました。10年という日にち、日時、時間。これを今後にどうつないでいくのか。

今回のこの設立された法人、微力ですけどもお

手伝いをさせていただければというふうに思っています。また、コロナが明けたら、行けるようになったら田村さん、会いに行きます。女川に伺います。また、そのときにゆつくりお話をさせていただきます。以上です。

松野…

渡辺様、ありがとうございました。続きまして、宮城教育大学特任教授で3・11メモリアルネットワーク共同代表の武田真一様、お願いいたします。

武田真一…

はい。皆さん、こんにちは。それから田村さん、お疲れ様でした。

(以下、武田)

田村孝行…

はい。先ほどの講話、何回も聞いています、やはり何度聞いてもですね、10年前の出来事とは思えない。昨日の出来事のようにですね、目の前に再現されております。

武田…

私は、2年前まで地元紙の河北新報にありました。震災伝承と防災啓発の仕事をしていて、その中で田村さんご夫妻の活動がですね、非常に重要なものだと思います、首都圏の学生などですね、視察を対応を田村さんたちにお願いしなが

ら、今、去年も一昨年でもですね、コロナ禍ではありましたが、学生たちを連れてですね、辺りに触れさせております。

就職、それから就職が決まった学生たちがこの出来事をどういうふうに捉えるかと。自分で一緒に考えてくださいということですね、田村さんのお話を聞いて、涙を流す学生たちが大勢いるんですが、自分事として捉えてくれる機会をなるべく今後増やそうと思っています。

それから、岩手、宮城、福島語り部、それから伝承活動をしている団体の連携組織として、3・11メモリアルネットワークというのがあります。

これは、石巻から発祥したグループですが今、70団体、500人ぐらいの会員を持ってですね、活動を継続していて、その共同代表を務めております。そのネットワークの大変大切なメンバーでいらつしやいます。で、それからネットワークは、基金を持ちながらその活動を支援するというのも行っています。田村さんたちの活動もですね、その基金から支援をさせていただいてるところです。

ここで起きた田村さんのお話はですね、どこでも起きる話です。

それから、震災では同じように、組織団体と個人の関係が問われた事例がたくさんあります。

やはりいざというときに、その中で、どういう行動ができるんだろう？というのを考えてですね、それを未来につないでいかなきゃいけない。健太さんの命が未来を開く1歩にやばりなると信じて、伝え聞いた私たち自身がですね、それをもっと、10年以降も広がっていくが必要なんだと思います。微力ながら私もお手伝いさせていただきます。ありがとうございます。

武田様、ありがとうございます。

続きまして、大阪私立大学大学院名誉教授で法学博士の高橋眞様、お願いいたします。

控訴審判決の、控訴審の段階で意見書を書かせていただきました高橋と申します。

結果としては負けてしまいましたけれども、この控訴審判決では、襲来する可能性のある津波の高さを確実に予想することができない現状においては、想定外の高さの津波の襲来にも備えて、

武田

津波の高さの予想にかかわらず、より安全な場所に避難すべきである、とする控訴人らの主張は尊重されるべきであるという、こういう認識を引き出しました。

で、この事件でのがんばりが後に大川小学校事件での、事前の準備こそが重要だ、という控訴審判決につながっていったというふうに思います。ただ、事前に完璧な避難計画が準備されたとしても、それだけでは事故を防ぐことはできない。

計画自体が自動的に事故を防ぐということではできないわけですし、それを実行するのは個々の人ですので、個人が自分の判断で最善の行動ができるようにしなければなりません。

田村さんたちのお活動は顔が見える関係で、一人一人に最善の行動ができる力を持ってもらうようにするという地道な活動だというふうに思います。

以前に女川にお邪魔したときに、弘美さんが、とりわけ小中学生に対しては、大変熱を込めて話しておられたこと、それは随分印象に残っております。

高橋様、ありがとうございます。

続きまして、熊本学園大学福祉学部准教授で地理学博士の高木亨様、お願いいたします。

こんにちは、高木亨です。私はですね、2016年から熊本に来ております。

それ以前は、2012年から2016年までは、福島大学で福島の復興の支援研究ということに携わっておりました。

実はその間、仙台に住んでおりまして、七十七銀行の女川支店の事件もですね、いろいろ耳にはしてはいたんですが、実はほとんど知らなかったという状況にありました。

で、その後、熊本に行ってからですね、この後に登壇されます井出先生のご紹介で田村さんご夫妻と知り合うことになり、衝撃を受けたというところからお付き合いが始まりました。

その後、熊本で被災をした関係もありまして、

武田

学生のボランティア活動を支援するような立場になりました。

で、その際の学生さんたちのボランティア、それから災害が、まあ、実際にいろんな災害があつて、そこにいろんな人たちがいて、いろんな思いを持って活動をしていると。

それから、田村さんたちが一生懸命やられている企業防災というものを学んでもらいたいということ、学生を連れて女川を訪れると。

それからその後、田村さんご夫妻との交流ということもしておりました。残念ながらコロナでなかなか女川のほうには足を運べませんけれども、そのような交流を通じてですね、より田村さんたちの活動が浸透するようになると、微力ながらやっているというところがあります。

今後でもですね、このような形で、また学生を連れて行くという形で活動を知ってもらいに、それから女川で何が起こったのか、企業防災とは何なのかということを広く知っていただくような取組を微力ながらしていきたいと思っております。今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

松野

今日は、おめでとうございます。
高木様、ありがとうございます。

続きまして、金沢大学准教授で、情報学博士の
井出明様、お願いいたします。

井出明
(以下、井出)

私がですね、田村さんご夫妻と知り合いになる
ちよつと前にですね、朝日新聞が震災の1000
日後の報道としてですね、あつ、うまく見えな
いでですね、すいません。

犠牲の場こそ残す、という特集を組まれて、
そこに私、足代を出していただいて女川を訪問を
してですね、で、女川の町をどうするか？つてい
うときに、田村さんたちがすごく大切な活動をな
さっているということを書きさんから聞いて、こ
の報道が出た後に、また別の機会としてお邪魔を
して田村さんとお話をさせていただいたわけな
んですけれども、企業と若い労働者の関係をどう考
えるのか？つていうのをそのとき非常に深くで
すね、私自身悩むようになりまして。

ここ10年、日本に新自由主義がどんどん浸透して
いった結果ですね、その労働者の命つていうのを
どのように考えるべきか？つていうのでNHKの

井出

自殺の話とか、電通の自殺の話とかですね、若
い方が命を落としてしまつてつていうのは、それは
自然災害の場合でも、まあ、命を自ら絶たれる場
合でもですね、その企業との関係において、どう
捉え直していいのかわか？つてつてつてつてを再
構成するための1つの思考のきっかけとしてで
すね、この田村さんたちの活動というのは、大
変大きな意味を持つんではないかと思つており
ます。

で、あとですね、この10年の間は、私自身の私事
の変化としては、娘が産まれて、で、先日図書館
で子どもに絵本を私、週1回選びに行くんですけ
ど、いい本あるなと思つてですね、見ていつて
たら、完全に偶然だったんですけど、今日後で
登壇する美谷島邦子さんのですね、『けんち
ゃんのもみの木』という本を偶然見つけてしま
ましてですね。

で、これは、35年前の状況を美谷島さんが書かれ
た本なんです、いい本だなと思つた後で作者紹
介を見て、美谷島さんの本だつてつてつてつてに気づ
きましたけれども、ご遺族の悲しみつてつてつてつては、

変容、変質はするかもしれないけれども、時間がた
つても変わるものではないつてつてつてつてつてつて
分かりましてですね、私、東日本大震災の被災
者の方とも10年のお付き合いになりますけ
ども、時間が癒やしてくれるとは簡単には言え
ないと。

で、その時間の問題つてつてつてつてつてつてつて
状況にこの10年目に至つて、再度考え直すす
ね、必要があるんじゃないかと思つております。
これからも田村さんご夫妻、長く活動されると思
いますけれども、末永くお付き合いいただければと
存じます。これからどうぞよろしくお願いいた
します。

松野

井出様、ありがとうございました。

なお、恐れ入りますが、お時間の都合がございま
すので、お一方、いのちの農園へのメッセージを
2分以内でお願いいたします。

続きまして、徳島大学、人と地域共創センター学
術研究員で工学博士の井若和久様、お願いします。

井若和久
(以下、井若)

皆さん、こんにちは。徳島大学の井若と申します。
まず初めに、この度はですね、一般社団法人健太

井若

いのちの教室の設立シンポジウムということで
田村さんご夫妻、更には、専修大学の飯先生、関係
者の皆様、貴重な機会をいただきましてありがと
うございます。

先ほどですね、写真にも写つてましたけれども、女川
町と同じような海と山に囲まれたきれいな場所
で、漁村の今、徳島県的美波町というところで、
地域防災とか事前復興、町づくりというのに取り
組んでおります。

で、田村さんご夫妻とは、5年ほど前に徳島大学
の東日本の3月11日のオンラインでつなぐ
シンポジウムをやったときにですね、この後の世
話人の宮定さんからご紹介いただいて、で、その
後、女川町の堀切山のところですね、ご夫妻と
お会いしてお話をお伺いさせていただきました。
で、個人的にもですね、健太さんが私、1つ年下
はなると思つてつてつてつてつてつてつてつてつて
うことで、その悔しさはですね、人生の悔しさと
か、あと、ご夫妻というか、自分の親も重ねてです
ね、悲しみというか、まあ、そういうのを本当に今
でもすごく心に残つてつてつてつてつてつてつてつて

徳島という地でですね、近い将来、南海地震とかが起これると言われておりますけれども、西日本のほうで同じようなことが起こらないように田村さんの活動ないし企業防災のほうをですね、微力ながら取り組んでいきたいと思っておりますので、また

3月12日も徳島大学のほうでちよつとご無理を申し上げて、田村さんにご講演いただきます。

皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

松野

井若様、ありがとうございます。

続きまして、兵庫県立大学減災復興政策研究科の科長の室崎益輝様、お願いいたします。室崎様。

室崎 益輝
（以下、室崎）
今回は、ご招待といたします。世話人として加えていただきまして本当にどうもありがとうございます。

私は、阪神淡路大震災が原点なんですけれども、たくさんの方といるんな形でお話をさせていただいたり、それから、一緒にその災害経験の伝承をするという取組をさせていただいてるわけですけれども、今日も田村ご夫妻のお話を聞いて、原点がどこにあるか？ということをしつかり教えられた気がいたします。

で、私は、阪神淡路大震災でも、あの震災のミ

ュージアムを造るときに、何を伝えるべきか？という議論をしたときに4つの大切なことがあると。

で、1つは、自然の力の大きさというのを伝えな

いといけない。

で、2つ目は、人間の素晴らしさみたいなものも、必死にその中で立ち上がっていかうとする人がいるということも伝えたい。

それから3番目がその人間自身が犯した過ちをしっかりと伝えたいといけない。これは今日、正にその企業の責任にも関わって、犯した過ちについてのは、しっかりと伝えたいといけない。で、最後に、一番重要なことは、その災害についてのは、とても悲しくて悲惨なものであると。

で、その人の悲しみというものをしっかりと伝えていかないと次の災害における減災というか、被害の軽減につながらないっていうことを考えて、やっぱり本当に、その悲惨さについていうか、その悲しみというものを伝えることがとても重要だということふうに思ってきたわけですよ。

で、正に、田村さんのお話というのは、次のその

本当に安全で安心な社会をつくらうという、その取組なんですけれども、その中でその原点がやっぱり遺族の悲しみからスタートをして、二度とこういう悲しみを繰り返してはいけないうっていう思いがしっかりと込められているというふうに思いました。

で、まあ、そういう意味で、いつも田村さんにお会いするときは、私自身が原点に立ち戻るといって、どう言ったらいいんですかね、ことにさせていだいてるので、正にこれからも一緒にいこうか、私もできる限り一緒に、二度とこうい悲しいことが起きないように努力したいと思っております。今日は、どうもありがとうございます。

松野

室崎様、ありがとうございました。

続きまして、愛媛大学法文学部教授で法学博士の小佐井良太様、お願いいたします。

小佐井良太

はい。愛媛大学の小佐井です。本日は、田村さ

（以下、小佐井）
んご夫妻の講話を先ほど聞かせていただきました。何度もお話を伺っておりますが、非常にお気持ち

小佐井

野

の伝わる大変いい講話だったと思います。

私は、2014年の9月に田村さんご夫妻に初めて女川でお会いをしました。語り部活動の場でお会いをしました。当時は、まだ横倒しのビルがあった頃です。で、夕暮れが迫る時間帯に堀切山までの道もご案内いただきました。そのことを今でもしっかりと覚えております。

2017年からは、愛媛大学の私のゼミ生と一緒に毎年現場を訪問して田村さんにお話を伺う機会を得ています。

私は、本日のコーディネートを務めていらっしゃる飯先生と同じく法社会学という分野を専攻しております。

私は、これまで様々な事件や事故でお子さんを亡くしてきた遺族の方が裁判を提起されている。そうした事案でお話を伺うということをしてまいりました。

なぜ、この田村さんたちの場合もそうですけれども、問題解決のあり方において裁判や法の意義、あるいは限界、そうしたことを考えています。なぜ銀行は、健太さんたちの死と向き合うことがで

きないのか。あるいは、なぜその死を悼むことができないのか、そのことですね。問題解決のあり方として考えていきたいというふうに思っています。

小佐井 … 企業防災の問題、命を大切に社会的の実現。こうした田村さんご夫妻の訴えということは、非常に説得力のある重要な訴えだと思います。これをこの若い世代を中心に、学生を中心にするね、伝えていく。そのためのお力添えが少しでもできればな、というふうに思っています。

私にできる限りでの研究、教育に務めてまいりたいと思います。田村さん、どうぞこれからもよろしく願っています。本日は、どうもありがとうございました。

松野 … 小佐井様、ありがとうございました。

続きまして、和歌山大学災害科学・レジリエンス共創センターの特任准教授で、特定非営利活動法人まち・コミュニケーションの代表理事、工学博士の宮定章様、お願いいたします。

宮定章 … こんには。この度は、まあ、この1年ほどということでございますが、コロナ禍の大変な中(01:20:43)

とは思いますが、これから社会に出られる若い方々に聞いていただきたいなあというふうに思った次第でございます。

今後もお体を大切にされて、たくさんの方に伝えていっていただけたらというふうに思っております。この度は、本当におめでとうございます。

(拍手)

松野 … 宮定様、ありがとうございます。続きまして、東京千代田法律事務所弁護士の大城聡様、お願いいたします。

大城聡 … はい。皆さん、こんには。弁護士の大城聡です。

私は、一般社団法人として今回設立するお手伝いをさせていただきました。設立準備の中で、健太のちの教室という名称を伺い、田村さんご夫妻の思いにぴったり寄り添う名前だということに思いました。

法人を創るということは、自分たちの価値を生み出して、それを世の中に広げていくということです。田村さんご夫妻が行う健太さんのいのちの学習と災害安全対策というのは、次の災害に備えるためにとても大切なものです。

宮定 …

01:20:46 聴取不能) ●おめでとうございます。田村さんとはですね、神戸に來られて、私は、ちょっとした地域の慰霊法要をした後だったんですね。で、慰霊の皆さんいなくなった後ですね、田村さん、多分恐らく何件かですね、いろんな地域の慰霊のところを回られてですね、そこですごく真剣に私たちの地域の慰霊のモニタメントをお祈りしてください、お互い恐らくちょっと気になってですね、私たちと本当たまたま出会うということになりました。素敵なご縁を本当にありがとうございます。

その後ですね、学生たちともに、この女川このホールとかですね、学生たちにたくさんのお話を聞かせていただきました。

あと3月11日、ちよつと今年は、なかなか難しいかもしれませんが、いろんな方と一緒にお祈りをさせていただくというようなことにも一緒にさせていただいて本当にありがとうございます。

また、今日改めてお話を聞かせていただいて、もつともつとたくさん、まあ、学生だけではない

命を守ることを、これは当たり前のように聞こえますけれど、実はそれができていないのが今の日本だと思えます。

この命を守ることを第一にする世の中にしてくれたために、健太のちの教室という法人が果たす役割は大きいと信じています。

全国津々浦々、世界各地でのちの教室が開かれ、その価値が広がるように私も微力ながら皆さんとともにお手伝いをさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願っています。

松野 … 大城様、ありがとうございました。

続きまして、七十七銀行女川支店津波事故弁護団の弁護士で仙台の北見法律事務所弁護士の北見淑之様、お願いいたします。

北見淑之 … はい。皆さん、こんには。弁護士の北見と申します。

私は、仙台で弁護士をして、この田村さんたちの事件を担当しました。

先ほどのお話の中で、田村さんもなぜ屋上なのか？と訴えられていましたけど、この言葉の意味にはですね、2つあるんだろうと思います。

1つは、なぜ銀行は、事前の避難プランとして堀切山のほかに屋上を追加してしまったのか、ということと、震災当日の行動として、午後3時に屋上に行員全員が上っておきながら、その後津波がくる20分以上もですね、屋上に滞在しました。

先ほどの田村さんたちのスライドでもありましたが、目の前には、マリンバル女川つてもっと高いビルがあつて、周囲からは、行員のみんが屋上にいるのはよくよく見えるんですね。

みおろ、みお、何て言うんでしょう。見下ろされているような状況の中で行員の方々は、20分間屋上に留まり続けました。

なぜ、そうまでして屋上にいなければいけなかったのか。なぜ目の前の山、又はもっと高いビルに避難できなかったのか。これ、本当に悔しいことだと思ふんですね。裁判でも、その点訴えましたが、残念ながら、高橋先生のお力も借りたんですが、ちよつと力及ばずで。

まあ、私たちとしても本当にじくじたる思いではあります。次の大川小につながつてですね、また企業防災がそこで一歩進んだというか、踏み台

になつてしまったという点は、もう皆さんには申し訳ないんですが、そういう意味でもですね、社会的意義も現在にも残っているんじゃないのかな、このように思います。

裁判が終わつた後、田村さんから、法人を創りたんだというお話を聞いて、今日、こんなにですね、全国の皆さん方に広まつて、こういう盛大な会ができて本当にびつくりしていますし、本当にそのがんばりに敬意を表したいと思います。

私も世話人の1人として何かできることがあればですね、遠慮なくお声掛けいただいで、がんばってもらいたいと思います。私からは、以上です。

(拍手)

北見様、ありがとうございます。

続きまして、同じく七十七銀行女川支店津波事故弁護団の弁護士で、仙台のさとう法律事務所の佐藤靖祥様、お願いいたします。

はい。弁護士の佐藤靖祥です。僕も七十七銀行の

訴訟に関わらせていただいたんですが、結果としては、こういう残念な結果になつてしまったことについては、非常に残念な気がしております。

田村さんたちとは、ですから、その訴訟を通じて

知り合つたということなんですけれども、当初からいろいろとこう、活動力のある方々だなど思つていたら、今日、このような法人まで立ち上げ、そして、こういうふうな盛大な会を、まあ、Zoomという形、変則的ではありますが、開いて、その行動力、熱意というものにはもう本当に敬服いたします。おめでとうございます。

僕は、この訴訟を通じてですね、やっぱり結果としては、非常に残念だということがやっぱり全面に出てしまうんですが、一方で僕自身も弁護士事務所を経営していく上でですね、事務員ついでに従業員を雇うわけですよ。で、この従業員さんに対しての安全配慮。

例えば、今はコロナがはやってるわけですし、これ、り思したらかなりまずいことになる。

そうすると、通勤ラッシュの時間にこの人を通わせていいんだらうか？とか、そういう辺りを考えて、今でも僕のほうでは時短勤務とか、あとたまたま休ませたりとか、そういうふうなことを配慮してやっています。

佐藤様、ありがとうございます。

続きまして、同じく七十七銀行女川支店、津波事故弁護団の弁護士で、仙台の千葉達朗法律事務所弁護士の千葉達朗様、お願いいたします。

弁護士の千葉達朗です。私も前任者と同様、田村さんとは裁判を通して一緒に活動させていただきました。

平成24年の9月に仙台地裁に提訴をして、一審判決、二審判決を経て、平成27年の9月に上告理由書を出すというところまでの3年間の裁判活動でした。

判決の結果は残念なものでしたし、裁判の中身も、どれだけの事実が明らかになってきたのか。なぜ堀切山に行かなかつたのかというところがやはり全く解

4. パネルディスカッション 「いのちを大切に作る安全な社会づくりをめざして」

パネリスト

・田村 孝行・弘美

健太いのちの教室代表理事

七十七銀行女川支店津波事故遺族。

・美谷島 邦子氏

1985年の日航機墜落事故ご遺族

(当時9歳のご子息を亡くした)。

一般社団法人いのちを織る会代表理事、遺族で作る

「8・12連絡会」事務局長で、航空機事故の安全確保や遺族のサポートに向けた活動を行っている。精神障害者の支援施設を運営する特定非営利活動法人の理事長、精神保健福祉士、栄養士でもある。

明されなかったようなところで、裁判というものの限界を感じた事件ではありました。裁判中も、また裁判終わった後も田村さんご夫妻の活動には敬服していたところですけれども、今回法人化するというところで、今後何かお手伝いできることがあれば、お手伝いさせていただきますと思います。以上です。

松野

千葉様、ありがとうございます。

世話人の皆様から健太いのちの教室へのメッセージをいただきました。

では、ここで5分間の休憩をいただきます。

第2部のパネルディスカッションは、2時40分より。

・加山 圭子氏

2005年の東武伊勢崎線竹ノ塚踏切事故ご遺族

(実母を亡くした)。紡ぎの会代表で、踏切事故発生時は自ら事故現場に向き、原因の究明を改善に向けた活動を行っている。

・市川 正子氏

2006年のシンドライエレベーター事故ご遺族(当時16歳

のご子息を亡くした)。赤とんぼの会代表で、エレベーターの安全確保に向けた活動を行っている。

・永野 海氏

静岡市の中央法律事務所勤務する弁護士。弁護士業務の

傍ら、防災・被災者支援活動をライフワークとし、津波避難の防災すごろくや被災者生活再建支援等ゲームを発売し、各地で啓発活動に尽力している。

・飯 孝行氏

専修大学法学部教授。法社会学を専攻し、司法制度、災害法の研究を行っている。パネルディスカッションのコーディネーターを兼ねる。

松野

お待たせいたしました。

ただいまより第2部のパネルディスカッションを始めたいと思います。

初めに、パネリストの皆様をご紹介します。

Googleドライブにアップしております

パネリストの皆様のプロフィールもよろしけれ

ば併せてご覧ください。

まず、美谷島邦子様です。美谷島様は、1985年

日航機墜落事故で当時9歳のご子息を亡くされ、一般社団法人いのちを織る会代表理事、また、

遺族でつくる8・12連絡会事務局長として航空機

事故の安全確保や遺族のサポートに向けた活動をされています。精神障害者の支援施設を運営する特定非営利活動法人の理事長で、また、精神

保健福祉士、栄養士でもいらっしやいます。

美谷島様、よろしくお願いたします。

続きまして、加山圭子様です。加山様は2005年、

東武伊勢崎線竹ノ塚の踏切事故でお母様を亡くされました。紡ぎの会代表として、踏切事故の

発生時は自ら事故現場に向き、原因を究明し、改善に向けた活動をされています。加山様、よろ

松野

…モデレーターは、本日の主催者の飯考行教授です。飯先生は、専修大学法学部教授で法社会学を専攻され、司法制度、災害法の研究をされています。では飯先生、モデレーターよろしくお願いたします。

飯考行

…はい、よろしくお願いたします。あと、画面に市川さんもしできれば、上②ですね。東京で、よろしくお願いたします。先ほど世話人の方々、非常にこう、多岐にわたるご専門の先生方が多かったです。今回のパネリストの皆さんも今回は時間が限られていますけれども、本当であれば1日中ぐらいかけてですね、議論できればという、それぞれのご経験を持つている方々です。

今回は、田村さんの法人設立に当たりましてメッセージをいただくことを中心に、もちろんご自身の経験もご紹介いただければと思います。

先ほど司会の松野さんより簡単なご紹介がありましたけれども、改めまして、皆さん世話人でもあられるわけですけれども自己紹介と、また田村さん及び、この田村さんが立ち上げられた法

しくお願いたします。

続きまして、市川正子様です。市川様は2006年、シンドラー社製のエレベーターの事故で当時16歳のご子息を亡くされました。赤とんぼの会代表としてエレベーターの安全確保に向けた活動をされています。市川様、よろしくお願いたします。

市川正子

…よろしくお願いたします。お願いたします。

松野

…続きまして、永野海様です。永野様は、静岡市の中央法律事務所勤務する弁護士で弁護士業務の傍ら、防災被災者の支援活動をライフワークとし、すころく形式の津波避難シミュレーションゲームや被災者生活再建カードのゲームなど、ボードゲームを使った啓発活動をされています。永野様、よろしくお願いたします。

永野海

…お願いたします。

松野

…続きまして、本日の主催者の田村孝行さん、弘美さんご夫妻です。よろしくお願いたします。

田村弘美

…よろしくお願いたします。お願いたします。

田村孝行

美谷島

…先ほどの田村さんの中にもありましたが、遺体を捜すという過酷な日々。そこには、以前の普通の生活はどこにもありません。その苦しみの心のボタンというのは強制終了はできない、そんな日々だったと思います。

私と田村さんご夫婦との交流は、このパンフレットのほうにも書かせていただいたのですが、2015年8月、6年前のことです。

日航機事故の墜落現場の御巢鷹の尾根を田村さんご夫妻が訪ねてくださいました。私の息子、健の墓標に健太さんの野球ボールを供えてくださいました。そこには、健太お兄さんとキャッチボールをしている健の姿がありました。

毎年登っていたいています。私も女川の命を語り継ぐ日の前に何度もお邪魔していますし、健太のうちの農園にも行かせていただいています。

初めて御巢鷹山に登りながら交わした言葉は、そんなに多くはないんです。なぜ高台に避難できなかったのか、なぜ企業が人命を優先する行動を取れなかったのか、と絞り出すその言葉の後に田村さんご夫婦が言われたことは、企業と遺族の

人健太のちの教室との関わりについて最初にお話をいただけるでしょうか。それでは、まず美谷島さん、よろしいですか。

美谷島邦子

…35年前の御巢鷹山事故で次男9歳、健を亡くした遺族です。

(以下、美谷島)

震災から10年になります。皆さんの流した涙の数は計り知れないと思っています。そして今でも、先ほどのお話で田村さんのお話を聞きながら、どこか体に触ると涙がこぼれ、噴き出てくるのではないかと思う気がしています。

その中で田村さんご夫妻が雨の日も雪の日も女川に通って、そして10年間声を上げ続けています。亡き息子健太さんとともに歩み続けている、心から尊敬をしています。

10年前の今日は、田村さんご家族にとっても、そして東北の被災地の皆様にとっても普通の日がありました。その普通の日が、私は幸せの基準なのかと思っっています。

でも、それから5日して、ふるさとが破壊されて突然愛する人が姿を消す。終わりのない後悔が始まります。

枠を取り払って企業と一緒に企業防災をやりたい、とおっしゃいました。その涙を見て、改めて事故も災害も同じなんだと思いました。

美谷島

私たち被害者、そして遺族たちは、個人の罪を問いたいわけではありません。ましてや、補償が目的ではありません。教訓を生かしてほしい。何を最も優先しなければならないと組織に心に刻んでほしい、という願いがあるからです。

安全は、1人ではつくるのが絶対にできません。組織の中で何ができるかを改めて考えます。人より組織が優先されているという中で、個人が組織に背いて行動ができるのでしょうか。それをずっと問い続けている田村さんです。

企業が命を優先することが絶えず組織の中で実行されて語られなければ、それは困難です。リーダーの判断がいかに大切かを私たちもずっと感じてきました。命を守るために組織の中できかになされなきゃならないを考えます。

そして、声を上げるっていうことは本当に大変なことです。勇気があることです。そして、ストレスもすごくたまります。つらいことです。でも、声を

美谷島

上げないと動きは止まってしまいます。社会を少しでも変えたいという思いを止めないためにもゆっくりゆっくりですが時代は変化することを信じて、どうぞ田村さん、今の思いをずっと続けてほしいなと思っています。

その進む日々がたくさんの人たちをつないでくれると思っています。はい。ちよつと長いですが私も私のほうは、そのような形でいつも、これからも応援していきたいと思っています。よろしくお願いします。

飯考行

美谷島さん、ありがとうございます。

飯考行

続いて、加山さんからもお願いできますか。

加山圭子

こんにちは。私は、ちよつとやはり踏切事故のことからご紹介させていただきながら、また田村さんとの関わりについてもお話しさせていただけたらと思っています。

(以下、加山)

私は踏切事故遺族の会、紡ぎの会の代表をしています。今回、田村さんご夫妻が設立された健太いのちの教室の世話人をお引き受けいたしました。さつき美谷島さんがおっしゃったように、安全な社会を願う命を、一人一人の命を大切にしたい

いという気持ちは本当に私と、事故や災害といった違う立場ではあるんですけども、同じお気持ちだと思います。お引き受けいたしました。

加山

今から16年前の2005年3月15日。もうすぐ15日がくるんですけども、東武伊勢崎線竹ノ塚の踏切で踏切保安係が準急電車がくるのを忘れて遮断機を上げてしまい、多数の通行人が中に入ってしまった。

私の母も踏切内に入り、準急電車にはねられて即死、4人が死傷いたしました。私ら家族と最後の言葉を交わすこともなく、この世を去りました。父や私たち兄弟は、母の突然の死にぼう然とするばかりでした。

事故の後、東武鉄道本社への立入り捜査、踏切保安係の刑事裁判や関東運輸局の立入り検査などが進んでいましたが、私たちは、新聞報道で事故を知るばかりで分からないことばかりでした。

私は、母の葬儀の準備などで毎日、横浜から竹ノ塚の実家に電車に乗って通っていたんですが、その中でも悲しくてつらくて、車内ではありましたが何度も涙があふれてきました。

加山

その後、足立区が事業主体となって高架化の事業を行うことが決まり、現在、高架化の工事が進められており、来年3月に高架化が完成する予定になつていきます。

田村さんご夫妻と初めてお会いしたのは、御巢鷹山に慰霊登山をしたときだったと思っています。

私は、2007年から御巢鷹山に登らせていただいています。私が毎年8月11日の灯籠流しや翌日の慰霊祭に参加しようと上野村の宿を探していたりしますと、美谷島さんがいつも民宿を紹介してくださったり、高崎アコーディオンサークルを同行する手配をしてくださったりしておりました。

2016年だったと思いますが、美谷島さんが東日本大震災のご遺族と一緒に御巢鷹山に登ることを提案してくださり、田村さんご夫妻を紹介していただいたと記憶しております。

高崎から、これからお話しなさる市川さんと、そ

れから田村さんの車に乗せていただいて一緒に御巢鷹の尾根を目指したのが田村さんご夫妻とお付き合いの始まりだったのではないかと思っております。

翌2017年と2018年には、日本学術会議が主催する安全工学シンポジウム、私たちも分科会で座長を務めているんですけども、そちらに田村さんご夫妻にも参加していただき、事故の再発防止を考える、という分科会で講演をしていただきました。また、私たちが女川の慰霊碑を訪ねて田村さんのお話を伺ったといったこともありま

飯 考行

… ありがとうございます。
それでは、次に東京会場におられる市川さん、よろしいですか。

市川 正子

(以下、市川)

… はい。こんにちは。えー、そうですね。田村さんご夫妻とお会いしたのは、今の加山さんのほうから

美谷島さんに紹介をされて知り合いになったのがスタートです。

エレベーター事故で16歳の息子を2006年6月3日、本当に突然奪われてしまいました。その中で一遺族として私は、今年でエレベーター事故は15年目になるのですが、やはり先ほど美谷島さんが言ったように、1人ではできない。みんなに支えられ、みんなの協力の中で、息子の命を無駄にさせずに安全に生かしたい。田村さんご夫妻に出会ったときに同じ思いを感じました。

災害と事故の違いはありますが、同じ大切な命を奪われてしまった者同士、何としてもやり遂げたい。その思いを本当に強く感じ、田村さんご夫妻から元気をいただき、そして私自身も次の1歩につながるという関係をずっと続けてきました。

安全にしたい。その思いはお互い同じなんです。が、やはり時間が永遠にはありません。何としてもこれから、今何をすべきか、何をやり遂げて積み上げられるか、一生懸命歩いていこうと思っています。これからもよろしくお願いいたします。

飯 考行

… ありがとうございます。
今回立ち上げられた法人、健太いのちの教室については、法人立ち上げのときに田村さんから、どういった名前がいいだろう？ということを実は相談を受けたんですが、その際に名付け親になったと思われるのが永野弁護士なんです。じゃ、永野弁護士、よろしく願います。あ、ミュートが入ってるようです。

飯 考行

… はい。

永野 海

… 今、写真見えますでしょうか。
ご提案をさせていただいたゆえんなんですね。今、写真見えますでしょうか。
これが一番最初に僕がご夫妻にお会いしたときの写真なんです。で、前半のお話の中で弘美さんから、いろいろな人とのつながりに感謝、というお話がありましたけれども、むしろ感謝してるのは本当に僕自身のほうで、初めてこの場所を訪れた4年前にご夫妻がここに立っていてくださらなかつたら出会えることはなかったものです。

永野 海 … すいません。画面共有、少し写真を、させてください。名前、今、飯先生、ご説明いただいたように、ご相談を受けたときに、健太いのちの教室っていうものを提案させていただきました。
それは何でかって言うと、僕自身が今日ここでお話をさせていただいているのも、弁護士としてというよりは田村さんご夫妻の生徒としてと、教訓を教わる生徒として、その代表としているんだと思っております。

で、その田村さんご夫妻から教えられていることっていうのはよく考えてみると、健太さんから教わっているんじゃないかっていうふうに思うようになっていきました。それが今回、名前として1つの

実際初めてお会いしたときも、僕はシャイな性格なのでなかなか自分からお話を聞いたりするのは余り得意じゃないところもあるんですけども、もう孝行さんのほうから、今日はどこから来たの？っていうふうにもうこれも何万回もや

られてたことだと思っただけでも、それでお話を聞くスタートをいただいたわけですよ。

永野…

これもコロナになってから、またお伺いしたときですけれども、僕が初めて田村さんご夫妻からお話を聞いて、あの日何が起こったのか。

それから、息子さんのことをどれほど愛しておられたのか、今後どうあるべきなのかっていうことを聞いたときに、まず僕の頭には、自分の子どもをここに連れて来ようっていうふうに思いました。

で、自分の子どもを實際連れて来ました。3回ほど息子は、ここに連れて来たと思っただけでも、息子に何かを感じてもらいたかったし、この場所でないと感じられないものがあるっていうふうに思ったんですね。

で、実際ここでもやっぱり、いのちの教室を孝行さんと弘美さんは、うちの息子にしてくださいました。

で、今度は、僕は自分の妻も連れて来ないといけないと思っただけでも、ちょうど田村さんとはお会いできなかったんですけど、これは、

ちよūdō水を、花壇ですからあげているところですけれども、やっぱり何かを感じてもらいたかった。で、まず僕は家族にそれ思っただけでも、その先にはやっぱりもったくさんの人に、ここで何が起こったのかっていうことを知ってもらいたっていう思いになりました。田村さんとはその後も、これ、すごいおいしい弘美さんの手作りの。

田村弘美…

おにぎりとか、ふふつ、そうめんみたいなやつですが、無茶くちやおいしいんですけど、ふふつ。

永野…

田村弘美…

で、新しく出た農園で収穫したとき、これみ

永野…

ようがですかね。一緒にみようと採ったり。

で、静岡にも来てもらって一緒におでんを食べたっていうのがありましたけど。たくさんの方に現地に足を運んでもらいたいと思いましたが、足を運べない人には何があったか、せん越ながら僕ごときでも何かを語らないといけないというふうに思いました。

ちよūdō今年やった講演会で写真撮ってくれた

人が、このバッグのやつを撮ってくれていたので、思わず今入れたんですけど、孝行さんと弘美さんからお預かりした大事な資料を使わせていただいて、あの日のことをお話しさせていただいてますし、どうやったらもつというんなら現地に行ってもらえるだろうか？と思っただけでも、少し時間は掛かりましたけど、今月ようやく本をまとめることができました。

その中では、今日も使っておられたスライドも使っただけでも、あの日に起こったことを知っただけでも、あるいは、これは現地の訪問ガイドのようなものを巻末に付けたんですけども、田村さんの活動を紹介して1人でも多く、見た人がここに何を感じて何かを行動するきっかけにしたいと思っただけでも、そういう活動をしていきます。すいません、少し長くなりましたが、今日はよろしくお願ひいたします。

田村弘美…
(以下、田村弘)

はい。本当に10年、10年、とメディアでにぎやかに報道されていますけれども、ただ、私たちとすると、もう10年っていうのがちょっといまはピンときてないのが正直なところですよ。

10年前に息子がこの女川で犠牲になったっていう、もう衝撃的な事実は、私たち家族にとつて余りにもつらい経験でした。私の人生が変わってしまったっていう。

これまでいろいろ活動を通して、いろんなことを模索しながら女川に来て、あの高台を見たら

飯考行…

はい。パネリストの皆様から自己紹介、そして田村さん、法人との関わりをお話をいただきました。

今、パネリストの皆さん、お話がありましたとお

私とすれば、息子は助かってたんじゃないの？

って。何で助かんなかったの？って。もう悔しさだけで女川にずっと足を運んで来たんですけども。

田村 弘

…

やっぱりこの息子の犠牲って、何でなの？なぜなの？っていうのがなかなか見えない中で自分たちなりに、この息子の犠牲に向き合うためにこの女川に通いながら、自問自答しながら、模索しながら通い続けてきたっていう気がするんです。

息子の犠牲を受け入れるための、納得するための、私たちなりのこの活動は納得させるための方法だったのかもしれない。今になって思うと。

ただ、この中で私たちなりに、先ほど皆様とお会いした、たくさんの方とお会いしたっていうお話もしましたけれども、本当に優しい方々ばかりで、私とすればうちでグズグズして泣いているよりも女川に来て、こうやって皆さんと会って話をしたほうが気持ちの持っていく方がなかった。で、やっぱり女川に行かなきゃって。

で、みんなと会わなきゃって。ただその思いでこの10年きたのかもしれない。

ただ、この活動がこの息子、一遺族がこういう形

で女川で語る活動をしていいのか？っていう

思いも実はありました。

田村 弘

…

ただ、さっきも海先生も言ってくれましたように、これって息子の職場は、安全な職場だったんじゃないの？何で？やっぱりこれ、皆さんに知ってもらわなきゃだめなことなんだなってそのうち感じたんですよ。

という意味で、私たちなりにできることっていうのはこの事実、ここで、女川でこのようなことがあったっていうことを皆さんにまずは知ってもらわなきゃ。

この中で、この犠牲がどうのこうのじゃなくて、それぞれがその立場で動いてくれたならば、こう、何かこの職場で働く人たちの命っていうのが守られていくんじゃないのかなって。

そんなこの私たちなりの思いで活動を続けてきたんですけどもね。形は、ちょっと息子は見えなくなってる、とても寂しいんですけども、ただ、この活動っていうのは、私たちにとって息子と本當にこう、一緒にいるんだ、一緒にいる。そんな思いになるんですよ。

それこそもしかすると、この頃思うんですけど、息子が私たちの口を通してこうしてほしいんだって言うてくれてるんじゃないかな。

そんな思いもあるの、これは息子が、私たちが伝えることは、息子の思いでもある。そんなこの頃気がするので、親としてできることを細々とですが、ささやかな活動ですが、息子のために続けていくということが大切なのかなっていうのを改めて感じています。

飯 考行

…

つらいお気持ちのところ、お話しいただきありがとうございます。どうございました。たまたま先ほど読んでいた本がありました、最後のおまとめの柳田先生の書かれた、悲しみとともはどう生きるか、という本があるんですが、そこでは最後のところで、亡くなった人たちが人をつなぐ役割を果たしてくれる、という文章がありまして、今の弘美さんのお話を伺って思い出したところです。

で、今回ですね、共催が専修大学の法学研究所ということでもありますので、若干法的な面のお話も挟んでいきたいんですけども、田村さんの

飯

…

七十七銀行女川支店の津波事故では、残念ながら裁判では請求は、損害賠償請求は認められずに終わっています。

で、実は、津波関係でご遺族が起こした裁判、私の知っているところで16例ほどあるんですが、ほとんど主張は認められないか和解で終わっているわけですね。まあ、大川小学校の事件では、原告の請求が認められている。

しかも、事前の備え、それも組織的に、学校あるいは教育委員会を含めて、事前の備えを従前にしておくべきだった。

また、ハザードマップ、津波浸水域ですね。それは、絶対ではないと。各地の実情に応じてどういった災害が起きるのか、それを含めて事前の備えをしておくべきだったというのが大川小学校の控訴審判決の画期的な点だったと思うんですが、田村さんたちのケースでは、浸水域が59メートルということ、10メートルの屋上には達しないということで裁判でも、そのハザードマップ至上主義と言いますか。そういう点で請求が認められなかった面もあったと思うん

(以下 飯)

ですよね。

まあ、私があればこれ言うよりも、永野弁護士もですね、津波裁判はお詳しいですし、各地被災地を御覧になっていて、日弁連でも関係委員会の副委員長を務められていますので、永野弁護士からこの東日本大震災発生から10年を契機とした今の時期に改めて法律面、あるいは弁護士士の視点からこの震災をどう見るか、お話しただけでしょうか。

永野 海
(以下、水野)

はい。また、今日ちょっと配付資料にも入れていただいているものですけれども、厳密に言うと、法律面というよりは教訓という形のまとめ方ではあります、ここに書いてある事例というのは、全て判決まで出た東日本の裁判事例です。で、少し分かりにくいかもしれませんが、命を守るためにはですね、3つ、Sから始まる言葉がキーワードになってくるように思います。

永野 ..

一番左に、逃げるスイッチってというのは、津波がくることを察知して高いところに逃げるっていうスイッチが入ったかどうかっていうところで、ここにバツがついてしまっている事例は、最後まで逃げるスイッチが入らなかった事例です。で、スイッチを何とか入れることができて、逃げた場所が安全でなければ、やはり命は守れません。

あえてですが、あえて七十七銀行の事案を整理するとすれば、スイッチが入ったかどうか非常に、いろんな見方で微妙なところもありますけれども、仮に避難をしたというふうに捉えたとしても、安全な場所への避難を選べなかったということで、2つ目のところにバツがついているわけですが、仮に安全な場所に行ったとしても、その後たっくさんの子どもたちも若者も引渡しをされて、家に戻った後に亡くなっているという事案もたくさんあります。それは、一番右のところにバツがついてしまう。この全てに丸か、あるいは、少なくとも三角がつかないと命は守れないわけなんです。

永野 ..

ただ、僕は今日、七十七銀行の話をしただけ限られた時間ですとすれば、むしろ、この表に見えないようなところに、この事件の根深さのようなものがあるように思っています。それは、屋上に逃げたっていうことが、まあ、今日の冒頭の田村さんのお話の中からも出てきましたけれども、支店に留まるという表現を確か使われました。

屋上に逃げたんじゃないじゃなくて、支店に留まると。ここに、その組織の難しさ、この大きな銀行という組織。お金も扱う組織。そういう中で銀行から、あるいは、銀行という建物から離れられなかったんじゃないかっていうところも少し見えるような気がします。これは、ちょっと法律的な視点ではないので、ご異論がある方もいらっしゃるかもしれませんが、でも、やはり事案をつぶさに見てみると、人の命よりも何か組織とか長年の築き上げたものとかお金とか、そういうものを優先する判断が根底になかったらどうか？ということが非常に強く思うところがあります。

津波訴訟事案一覧『どのSが欠け犠牲が生じているか』

	逃げるスイッチ	安全な場所とルート	避難後も命を守る
岩手県 編住居地区防災センター (釜石市)	○	×	避難場所でない建物に住民が避難
宮城県 市立大川小学校 (石巻市)	×	津波襲来直前まで50分程度に待機	
七十七銀行女川支店 (女川町)	○(△)	×	近くの安全な高台でなく屋上に避難
私立日和幼稚園 (石巻市)	△	△	避難はしていない
市立野蒜小学校 (東松島市)	△	△	津波は小学校に来ないと思いついた 当初いた体育館でも18名死亡 安全な高台から低地にバスで移動 低地に自宅ある女児を引渡し犠牲
町立東保育所 (山元町)	×	×	津波襲来直前まで1時間以上園庭に待機
常盤山元自動車学校 (山元町)	×	×	学校として最後まで津波避難せず

表の見方) 3つのSがクリアできたか、左から右へと確認。どこか1つでもSが欠けると犠牲が生じる。×印はそれにより犠牲が生じたことを示す。

出典『みんなの津波避難22のルール 3つのSで生き残れ!』永野海(合同出版、2021年3月下旬発売予定)

津波訴訟事案一覧「どのSが欠け犠牲が生じているか」

で、実はそれは、この表にもありますが、日和幼稚園でも同じようなことを僕は感じています。子どもたちは、最初に間違っただけで、バスを降りた場所に出発させた後も何度も日和山に戻るチャンスはありました。だけれども、最後まで戻らなかったし、その間、幼稚園から2人の職員がちょうど門脇小学校の辺りに園長の指示を伝えに降りて来まして。で、そのときに言ったことは、バスを動かして園に戻ってきてください、という伝達でした。で、僕は、その事実の背後には、どこか人よりもバスっていう財産を守ろう、という園長の判断が隠れてるんじゃないか？っていうのを少し思うんですね。

で、しかも組織っていう意味で言うと、その2人の職員さんは、そこで目の前に日和山へ登る避難路があったわけですけども、ただただ、園長が指示したままに、バスの運転手にその伝達事項を伝えてしまってる。ここにも七十七銀行と重なるような根深い問題があるように感じています。まずは、この程度にしときます。

飯考行

はい。様々な津波訴訟、事案についてご解説いた

鉄道、その線路の高架化ですよね。連続立体交差事業。そうしたものに繋がったというのも加山さんのお働きが大きかったんじゃないか。

また、美谷島さんについても8・12連絡会、ご遺族で創られました、2006年に日本航空安全啓発センター、その設置に至ったと。やはりこれもその事故の機体、損傷した物を保管しておいてほしいという働きかけをずっとされて、日本航空の対応も、まあ、時間は掛かりましたけれども、変わったと。そうだったことも、やはりご遺族の力が大きかった。ある意味で、市民が法を実現したと言いますか。

これは、法社会学でそうした議論がアメリカ等では言われるんですが、一般人の人が法を実現していく。あるべき法のあり方、社会のあり方を実現していくという。そうした点で私、とても敬服しますし、関心を持ってご遺族の方の活動を見ていますけれども。

そうしたことに関わって、あるいは、別の点でも結構ですけども、パネルディスカッションとしてシンポジウムのテーマの、いのちを大切にす

飯

大きありがとうございました。

このパネルディスカッションのテーマは、いのちを大切にする安全な社会づくりをめざして、というものです。

私の知る限りでは、今回パネリストとして登壇されているご遺族の皆様、ご遺族、大切な家族を亡くされた一市民がですね、場合によっては、賛同する方々と一緒に、あるいは、ほかのご遺族と一緒に行動をされて、ある意味で社会を動かしてきた。そうしたある意味田村さんの先輩に当たるような方々がですね、パネリストに今回多いようにお見受けするんですね。

当事者の皆様の評価はちょっと置いて私から見ますと、市川さんはシンドラーエレベーター社の事故で、最終的には民事裁判は和解になりましたけれども、6月3日を港区安全の日ということで2018年に制定された、まあ、そこまでこぎ着けたというのは、やっぱり市川さんのお力、あるいは賛同者の方と一緒に勝ち取られたものという意味があると思うんですね。

あるいは、加山さんも先ほどお話ありましたが、

安全な社会づくりをめざして、それに関わって皆さんの思いでありますとか、今後の課題と思われるところをお話をいただいでよろしいでしょうか。市川さん、よろしいですか。

市川 正子… 戸開走行事故。

(以下、市川)

皆さん、エレベーターに、扉が開いたまま突然上昇する、こういう現象が起きることを知っていましたか。

私は、事故が起きるまでエレベーターは安全だと、厳しく管理されていると、そういうふうに思っていました。

ところが、息子の16歳の命を奪った戸開走行事故。時間がたつにつれて、エレベーター自体に戸開走行という構造上のリスクがあったんですね。で、それが私たち利用者は知らなかった。

そして、そのリスクを事故につなげないためには、エレベーター業界の中での情報共有、技術情報や保守点検情報がとっても重要だった。それがきちんとされていなかった。なぜされていなかったのか。業界の中で、製造メーカーと独立系の争いがあった。様々なことが分かってきました。

もし、あの日に、戸開走行が起きたときに戸開走行保護装置、二重ブレーキがついていたならば助かった命。

もし、あの日にしっかりと専用のマニュアルを持って、シンドラー社の特性のブレーキの特性を知っていたならば、息子の命は助かった命。

いろんな方向から見ても、私は防げた事故、そして助けられた命だと思っています。

では、息子のこの命をどう生かしたらいいか。それは、やはりこのリスクが事故につながらないようにするためには、戸開走行保護装置の設置とエレベーター業界の中での情報共有がしっかりとされるべきだというふうに思っ、訴え続けてきました。

国土交通省は、平成21年に戸開走行保護装置の設置を義務化しました。

年1回の法定検査も詳細な検査項目を報告すると。それから、マニュアルを出す。

しかし、既存不適合不遑及という法律の下で、その事故の平成21年前のエレベーターは対象外になってしまったという現実を突きつけられたと

きにですね、どうやったら息子の命を、同じような事故を繰り返さないために何をしたらいいか？という思いに駆られ、なんとしても知った以上は戸開走行保護装置をしっかりとつけてほしいという思いで国土交通省に訴え続けていますし、消費者庁にも訴え続けています。

正直言って、本当になかなか戸開走行保護装置の設置が進まない現状に焦りもありますが、このエレベーターの持っている危険をしっかりと皆さんに知っていただき、戸開走行保護装置が必要なんだと分かっていたいただきたいというふうに思います。

もう1つは、9年という時間が掛かった民事裁判、そして刑事裁判です。

和解はないと私は、言い続けてきました。それは、やはり助けられた命だし、防げた事故だと、そういう思いの中で何ともしつかりと明らかにしてほしいという思いで裁判を信じて歩いていました。

時間がたつにつれて奪われたこの息子の命。無念の思い。これをどう安全に生かしたらいいかとい

う思いの中で、最終的には、二度とこのような事故が起きないように港区と安全の日をともに共催としてやっていくという方向を選択しました。

その選択の基は、安全にし続けるっていうこの言葉、私たちは、時間がたつと忘れてしまう。慣れてしまう。安全にしていると思ってしまう。そうならないような警鐘を鳴らす場であり、エレベーターだけでなく社会の中にある様々な事故問題をみんなとともに考え、安全にし続ける場所だと思っています。

そういう場所を3年前にスタートすることができました。ただ、港区安全の日は、終点の場所ではないと思っています。

1年1年反省を積み上げながら、ずーっと警鐘を鳴らし続け、意識し続ける場所だと思っています。そういう思いで、和解で交わした安全の日です。すいません、長くなっちゃった。

飯考行…
ありがとうございます。加山さんからもお願

いできるでしょうか。
私自身も、自分が経験した踏切事故のことからの視点になりますけれども、私自身も自分の母が

加山圭子…
(以下、加山)

踏切の事故に遭うまで、本当に開かずの踏切がどの程度日本に残っていて、事故がどのぐらい起きてるとかっていうこと、また、どんな踏切の種類があるのかっていうことさえも全く知りませんでした。

お恥ずかしいことなんですけれども、竹ノ塚の踏切の事故の報道から、事故の後の報道から開かずの踏切の数であるとか、事故が多発しているっていうことを知ったという次第です。

踏切事故っていうのは皆さん、よく踏切に入った人が悪いっていうふうにおっしゃる人がいるんですけど、もしそうであれば、いわゆるそういう悪い人っていうのは、毎年踏切事故で亡くなって減っていくわけですから、踏切事故そのものがなくなっていくはずですね。

ですけれども、国土交通省の統計を集計しますと、平成17年度から令和1年度までの15年間で踏切事故の死亡者は、合計1654人に上っています。令和元年度の踏切事故は211件、死傷者216人で、死亡者は84人に上っています。

踏切は、3日に2件事故が起き、4日に1人亡

くなっているという計算になります。ということ
は、踏切事故そのものは、個人の誰か悪い人の問
題ということではなくて背景があり、社会的な問
題と言えるのではないかと、ふうに思っています。

私たちは、もう踏切の事故をなくすには、やはり
事故の調査、原因をきちんと調べることが必要だ
というふうに思っています。

で、私たち、事故の遺族は、なぜ踏切で大切な人が
亡くならなくてはならなかったのか。母と一言も
言葉を交わすこともなく別れなくてはならなか
ったのか。事故の原因を知りたいと様々なところ
に問いかけてきました。やはりなぜ死ななくては
ならなかったのかっていうことが分からなければ、
大切な人の死、母の死を受け入れられないわ
けです。

私たちは、運輸安全委員会の前身である航空・鉄
道事故調査委員会には事故の後、2005年9
月に事故調査をしてほしいと要望をしに行きま
した。

ですけれども、国交省から調査の対象として連絡
が調査委員会にきていないということ、そ

ホームから転落して亡くなるという事故が起
きました。

当初、東武鉄道は、この事故を自殺として推定し
て報告していましたが、視覚障害者団体などの問
い合わせから亡くなった方が弱視であるという
ことが分かり、自殺ではなく事故である可能性が
分かりました。

国土交通省は、東武鉄道に対して警察などに正確
に確認するように指示するとともに、安全対策を
取るように指示しました。

東武鉄道では、黄色い点字ブロックだけではなく
て、ホームの端に赤いラインを引くことを決めま
した。また、ホームドアの設置についても予定し
ているということです。

このように事故調査を通じて、事故について正確
に把握するということは、事故をなくすための
対策を考える上で重要なことだと思いますし、ま
た、亡くなった方の名誉のためにも必要なことだ
と思っ

ています。
また、踏切の安全対策というものも踏切を通行す
る人、通る人の視点からこうしてほしいというふ

う理由で調査されませんでした。

2008年に運輸安全委員会が発足する際には、
事故調査の対象として死傷者が5人以下であつ
ても、鉄道係員のミスであるとか、車両や鉄道の
施設の故障などが原因で事故が起きた場合も事故
調査することが決まりました。

竹ノ塚踏切の事故のように、踏切保安係のミスに
よって起きた事故、死傷者が5人以下であっても
調査するということになりました。

その後も運輸安全委員会では、平成26年の4月か
ら踏切の遮断機のないところでは、死亡事故が
起きた場合、調査対象とするということが追加さ
れ、事故調査を進めています。

このように事故の原因を調べ、同じような事故が
二度と起きないように、再発防止の対策を取って
いく、考えていく。これが亡くなった人の命を満た
すことではないかというふうに思っています。

事故調査と言っても、そんなに運輸安全委員会が
何か月もかけてするような事故調査だけではな
くて、例えばですね、今年の1月の末に東武東上線
の下赤塚という駅のホームで視覚障害者の方が

うに私たちは要望しています。踏切を通るのは、
列車や自動車だけではなく、ベビーカーを押しな
がら渡る母親もいれば、ショッピングカートを押
しながら渡る高齢者の方もいます。また、車椅子
に乗って渡る障害者の方もいます。こういった人
たちからすると踏切は、レールに車輪が挟まった
り、小さな子の足がレールの隙間に入ったたりし
て、とても危険なところが多いです。

通行する人の視点からすると、電車の見通しが悪
かったり、凹凸があったりします。そういうところ
を改善していくだけでも踏切事故が減ってい
く、亡くなる人が減っていくのではないかと
思っています。

踏切については、平成28年度から国土交通省は、
課題のある踏切道として1180か所を指定し
て踏切の改良を進めています。

今後も改良が進み、事故が減っていくことを望ん
でいます。詳しい数字などは、内閣府のホーム
ページで第11次交通安全基本計画中間案に対し
て、このオンライン公聴会で私たち、公述人とし
て説明させていただきましたので、議事次第がホ

ームページに載っておりますので、この中に配付資料として資料を載せさせていただきます。関心のある方は、是非ご覧下さい。

加山… 私たちは、大切な人に伝えなかった言葉。亡くなった大切な人が残していく人に私たちに伝えなかった言葉を心に思い浮かべながら心の奥に大切にしまつて、二度と同じような事故が繰り返されないようにと事故の現実を伝えていくつもりです。

最後になりましたけれども、生活を取り戻す途上にある皆様の心に少しでも寄り添いながら、田村さんご夫妻をはじめ、皆さんとともに、私も本当に微力なんですけれども、一人一人の命を大切に社会をつくるために力を尽くしていきたいというふうに思っています。今日は、ありがとうございます。

飯考行… 貴重なご体験をお話いただき。ありがとうございます。

美谷島邦子… 美谷島さんからもお願いできるでしょうか。

35年前、すぐに私たちも刑事告訴というものをしました。その中で、やはり最終的には、5年目に責

任が問われなかったということで、個人の責任しか問えない。企業の責任が問えない。その法の壁の中で、その壁はいまだに同じことになっています。

美谷島… で、私たちの場合は、もう1つは、日米法の壁もあったんですけども、やっぱり刑事裁判の限界というのをすごく感じていきます。

と同時に、やはり先ほど加山さん、おっしゃってましたけど、裁判だけではなく私たちは、やっぱり事故調査というのの機関のやっぱり重要性というのをずっと訴えてきています。

で、事故調査、大分変わりました。そういう面では、随分進んだと思います。遺族に説明をしてくれたり、いろんな機関もできました。ただ、事故調査と被害者支援というのは私は、車の両輪だと思っています。

一方で事故調査。なぜ亡くなったか知りたい。どうして、どうやったら命が生かされるか。それをきちんと説明責任を果たすということと同時に、やっぱり被害者を支援することが経済的な支援のみならず精神的な支援、それをする組織。それ

美谷島… で、私たちの場合は、そういう被害者支援計画とか、先ほどの刑事裁判を通して事故調査の調査機関の機能向上とかもありますけど、もう

1つは、安全啓発センターというものを先ほどもご紹介いただきましたけど、大企業の心を動かした、と実は少し自負しています。絶対に残骸は残さない、忘れない、という企業のその心に、やはり私たちは、どうしてもあそこの命を、このあれを見ることがよって、今本場に様々な公共通機関、遺族の方もいらしています。

で、遺品や残骸が訴える命を創造するっていうのは本場に大切なことで、物を作ったり動かしたりする人たちのためには特に重要だと考えています。

で、それがやつと少し形を、これからもすごく重要なものになっていきます。で、それをつくるに当たって、遺族は、ずつと声を上げてきた中に柳田先生のお力もいただいて、そういう面では本場に感謝しています。

で、改めて思うんですけど、遺族は、その事故や災害を思い起こされることは本場にづらいんです。

美谷島… は、私たちの場合だと、J R 福知山線事故や中華航空事故、私たちの123便事故も被害者たちが声を上げて、被害者支援室というのが今できています。その中で50年ずっとフォーラムっていうか講演もしています。

で、そこでは、心の支援もしていただけるということで、これはアメリカではとくにできてる、法律もできていて、そういうのが認定するものの中にあるんですけど、日本では、それがやつとできました。

で、それともう1つは、やはり同時に、公共交通機関の被害者支援計画、正にこの災害のときもそうですけれども、事前に被害者が事故や災害に遭ったときにどうやってその被害者を支援していくかの計画を各事業者が必ず立てる。これは、義務ではないんですね。任意なんです。

でも、その中で今、国交省は非常に力を入れて安全対策を可視化して、そういう被害者支援計画を作成するために今、ここ10年動いています。それは、被害者に二重、三重の苦しみを背負わせないためのとても大切なことだと思っています。

飯 考行 … はい。貴重なお話をいただきありがとうございます。以上です。
(以下、飯)

とりわけ、今の最後のお話に出た安全啓発センター。羽田空港の近くにあるセンター、私もお邪魔しましたけれども、まあいつているように何と言いますか、事故の原因に関わった企業ですね、と遺族と一緒に安全を求めていくといった活動、とても素晴らしいと思うんですが、七十七銀行女川支店の事例では、あの銀行の慰霊碑と言いますか、造りましたが、田村さんのところとはちよつと距離を置いてる感じがあるわけですね。
今、チャットでのご質問でも、七十七銀行の中に

飯

も良心を持った人もいるんじゃないかと。そうした内部からの声とか内部の人のコンタクトはないのか気になる、まあ、こういった声もあります。この辺りは後ですね、田村さんからお話しいただければと思いますが、永野弁護士もいろいろと、その災害のほかに弁護士活動として様々な事案に携わっていると思うんですけども、命を大切に作る安全な社会づくりの観点からお話をいただけるでしょうか。

永野 海 … はい。七十七銀行のような事業者については、最大の関係では、BCPという言葉があります。
(以下、永野)

これは、災害が起きても事業が継続できるようにするために事前に備えしておくことなんですけれども、このBCP1つ考えてもですね、じゃ、何が一番大事なBCPかって言うと、働いている人の命を守ることに尽きると僕は思っています。
人がいない組織なんていうのは組織でも何でもないですし、人の命より会社の財産とか名誉とか伝統とか、そんなものを重んじるような会社で働く人は誰もいないからですね。

永 野

…で、災害が起こったとき、従業員の命を守るためのBCPって結局何かって言うと、一番の弱みはどこか？っていうことを検証することだと思ってるんですね。うちの組織やうちの企業は、これが起こったら本当に人が死んでしまうという弱みがあるか？っていうことを徹底的に考えて対策することが一番最初にすべきだと思っています。

で、弱みっていろいろ災害との関係であってですね、例えば津波との関係で言うと、立地っていう問題があります。

でも例えば七十七銀行は立地上は、そこまでの弱みではないと僕は思っているんですね。

堀切山っていう、もう言ってみればスーパーマンみたいな山がすぐ横にあって、これ、今、表、先ほどの表(P48参照)ですけれども、例えばこの下には、2つ山元町の保育所とか自動車学校が載っていますけれども、山元町なんていうところは、本当にすぐ近く逃げる場所なんてどこにもないところがたくさん広がっていて、それこそ弱みは、そういう場合には立地になると思います。

永 野

…じゃ、どうやって逃げる場所を造るか？あるいは、移転するのか？っていうことを考えることがBCPになります。日幼幼稚園にしたって、七十七銀行だってそこは問題がなかった。でも、弱いのはやっぱり組織のところだったと僕は思います。

じゃ、トップがいないうちにみんなで逃げたり、判断をしたりすることができるのか？と。あるいは、財産を重視してしまうような風土になっていないか。

そこが実は、弱点だったと思うんですね。で、そこを組織として、あ、うちは謙虚に、そういうところに弱点があるんだなっていうことを考えて、組織改革をするっていうことが七十七銀行とか日幼幼稚園には必要だったと思いますし、例えば立地で言うとですね、1つだけ写真をお見せしますけれども。

飯 考行

…もしできれば、全画面表示ってできますか、先生。

永 野

…はい。これは、岩手県の大槌にある大槌保育園、まあ、今はこども園になっていますけれどもここは、立地が弱いところでした。

もう実際にこの八木沢先生という園長先生は、東日本の前から徹底的な津波対策してきましたけれども、それでもそれを上回るような津波が押し寄せて、最後は園児をおぶいながら60度以上あるような山を駆け登って、何とか残った園児の命を守ったっていうところなんですけれども、立地が弱いことを一番認識しているんですね、園があるいは、園長先生が。

じゃ、もう移動するには車しかない。

本来は、車は津波避難でいいか？っていう議論は当然承知の上で、100名以上の0歳児もいる園児を全員救うには、車で安全な場所に行くしかないっていうふうに分析されました。

で、高台にある高齢者施設と防災協定を結んで、そこにおむつもミルクも全部日頃から備えておいて、手ぶらで保育園から逃げられる、車に乗って逃げるっていうBCPをここはやっていません。

で、もちろん渋滞のリスクも考えて、全ての100人を超える園児が二、三分で車に乗って出発するところまで徹底的に訓練をしてる

んですね。

特に、一番、保育園とか学校が弱いのは4月ですから、新しい先生が来たり、新しい生徒や園児が来たり。そこで内緒の、シークレットの訓練を必ず3回やるんです。

最初は、子どもが泣き喚いても、新任の先生はびっくりして固まってしまっても、3回やるんですね。

で、最終的に年間6回やってるうちに、最後は1分半ぐらいで全員が車に乗れるようになるし、そのためにこうやって駐車場に番号までつけて、どの子は何番の車に乗る。で、全て前向き駐車で止めて、後ろ向き駐車は許さない。

ここまでやって、初めて命を守るっていうことだと僕は思っていて、そういう組織のあり方をする社会であってほしいと、この七十七銀行の事例も含めて思います。以上です。

ありがとうございます。それでは、様々なお話をパネリストの皆さんからいただいて、本当はもっとたくさんお伺いしたいこととか意見交換を相互にできれば良かったんですが、ちょっと不手際

でなかなかうまく行かなかったんですが田村さんご夫妻からです、様々なお話、パネリストの皆さんからいただいて、まとめとってはおかしいかもしれませんけれども、安全な社会づくりを目指して、思いとか課題についてお話しただけでしようか。

田村孝行… はい。私からです、今皆さんからお話を聞いていていうよりもですね、縁をいただいて、美谷島さんにしても、市川さんにしても、加山さんにしても、我々の先を歩いている皆さんであつてですね、いつもこう、背中を追わせてもらっているところなんです。

で、やはり勉強されてきてですね、やっぱり原因究明と改善をきちんとやって、やっぱり再発防止を啓発してるところがすごく大きいのと、最終的には、命のところにきてるっていうのが、すごく私たちは勉強になっています。

で、やはりこう、長く本場に一つ一つをやられるっていうのもう、我々はまだ10年ですけど、それをもう2倍も3倍もされてる方ですから、私たちにとっては道しるべになっているんですね。

で、私、美谷島さんの本を読んで、やはり感銘して御巢鷹に登ろうと思った背景が、大企業心を動かすということと、あと子どもさん、健ちゃんのことですね、ことを生かすっていうことは、私の健太と全くもう合致をしますね、まあ、この言葉をですね、最後は、こう何とかしていきたいっていうふうに思っているところなんです。

で、私の愛はまだまだあそこには行き着いてはいません。何とかですね、こういったふうに企業の方とかですね、企業防災ということを言うようにはなつたんですが、やはり息子は企業管理下で亡くなつてるわけですから、やっぱりその企業としては社員は子どもですから、その子どもをきちんと亡くなくても最後まで看取るっていうのは企業にあつていいんじゃないかなというふうに私は思います。

私も企業人として、そう思います。もう卒業はしましたけど、当時は企業人だったのでそう思っていました。

なぜ自分の社員をですね、きちんとこう、向き合えなくなるのか、そこが一番の懸念点でした。

なので、やはり先ほど美谷島さんのお話もあったんだけど、企業と遺族の枠を外す。

で、私自身も今、銀行にはですね、慰霊を家族と一緒にやりましょうというボールを投げてます、この1年間。これは、どういうふうになるかは分かりませんが、やはりこれはもう企業と家族。まあ、そういったこともやっていきたいということ、やはり負の財産を企業はプラスに変えるということはですね、企業にとって本当に企業と社会的責任を全うするんじゃないかなというふうに思ってますので、今後ですね、銀行のほうにも一緒にこの活動をやっていきましょう、というふうにお願いをします。

もう過去1年以上も言っています。特にですね、そんなことも含めて今後も一つ一つやっていきたいなというふうに思います。

多分この銀行の中にも、当然ですね、良心を持つ方はいると思います。で、やはり、ただ、組織のですね、やはり規律とか、いろんなその統制とかがあつてですね、なかなかこう、1人では動けないっていう人もいると思うので、企業全体にいわ

ゆる様式を入れて、やはりそのプラスに変えるっていうふうに企業風土を変える必要性はあるんじゃないかなとそういうふうに思ってますので、今後こういったことも言っていきたいというふうに思っています。

あとは、もちろんその原因究明、改善、まあ、こういったことを伝えるのは当然なんですけど、さつき永野海先生のお話にもあつたんですが、私も全く同じなんです。やはりその企業風土の中っていうか、そこにあつた目に見えない、行動を妨げるしばりのような何か企業が企業の中にはあるんじゃないかなというふうに思っています。これをやはり一つ一つひも解いて、で、やはりその根源を変えるためにどうしたらいいのかっていうことを今後の活動の中でいろんな方々とワークショップをしてですね、議論をするっていうこともして、必要性があるのかなというふうに思っています。

で、また、今日もですね、世話人の方々も多大な方がおるので、そういう方にもご協力いただいてですね、研究をするのも1つなのかなというふう

に思っています。

といったことをですね、やはり議論、研究して、やはり企業、組織防災のことを社会に少しでも浸透をすることがやはり今後の私どもの未来をつかっていくんじゃないかなというふうに思ってますんで、何とかお力を借りながら進んでいきたいなというふうに思っています。まあ、まともには悪いんですけれども、本当にですね、今日パネルディスカッションにご登壇いただいた皆さん方々をまた道しるべにしてやっていきますので、首を落とさないようにお願いしたいなというふうに思っています。はい。是非よろしくお願いします。はい。今日、改めて皆さんの心添え、パワーと仰うんですか。素晴らしいこの長年戦い続けてきた皆さんのこの素晴らしいこのパワーにね、圧倒されてます。

私たちもこの皆さんの後を追い掛けながらね、進んで行けたらいいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それと同時にやはり、私たちだけでこの今言った企業防災、組織防災ってこう、なかなか声を上げ

るだけで、なかなかこの10年間言ってきたんですけど、浸透は難しいです。そういう意味で研究者の皆さん、防災のプロの皆さんに是非ともこの件を研究のテーマにさせていただいて、広く大きく広めていただければありがたいなと思っていますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

はい。お言葉をありがとうございます。まあ、最後、弘美さんがおっしゃったテーマは、やっぱり私も一応、法の専門家の端くれですので、皆さんのようにご遺族、まあ、誰しも遺族になるという可能性はあるわけで市民だけにこう、活動をお任せするんではなくて、やっぱり立法、行政、司法をですね、そうした専門の方々と一緒に、市民と専門家と一緒に安全に向けて活動をしていくということが大事なかなと思えました。

柳田先生の講義論で言うと、25人称の視点ですかね。2人称、余り近過ぎず、3人称、離れすぎず、被害者に寄り添いながら活動をしていく。そうしたあり方を私たち法律専門家も含めて、していければなと感じました。ありがとうございます。

本当は、いろいろともっとお話しされたいことがあると思うんで市川さん、何かありますか、補足的に。

市川 正子 ..

あ、いや、すいません。すいません、最後に。みんなが使うエレベーター。皆さん、エレベーターの中をよく見えていますか。

飯

もし、扉開走行保護装置がついていたら助かった命。その扉開走行保護装置がついてるかどうかは、切手よりちょっと大きめのシールが、ついてるのには貼ってあります。是非見ていただきたい。

.. また、小佐井先生のご質問も小佐井先生自らチャットでもお答えいただいていますので、ちょっと割愛させていただきます。

もしついでになかったら、つけてほしいと管理者に訴えてください。起きてからでは、命を奪われてからでは遅いのです。その前にしっかりと対策を取ることも大事です。よろしくお願ひします。

飯 孝行 ..

お言葉、ありがとうございました。

(以下、飯)

まだまだ議論は尽きないと思いますけれども、一旦ですね、質疑応答の時間に移らせていただいて、チャットで幾つかご質問をいただいています。

既にチャット上で応答でお答えいただいたものもありますが、健太いのちの基金に入会するには

また、これはご意見として、道路交通遺族の回答あればお願ひします。

サトウ様より、立地条件が悪いから危機管理はできた、という発言。

飯

.. これは、永野弁護士からあったと思いますが、これ、大きなヒントがあると感じたと。想定外などとして人の命が片付けられる社会は変えていかなければいけない、ご意見をいただきました。

田村 孝 ..

なので、もうちょっとここについてはきちんと調べて、っていうふうには私は思っています。

また、先ほどの企業防災に関連して補足的な意見だと思えますが、会社に入ってから10年余りになるけれども、会社で避難訓練を一度もやったことがない。

もちろんですね、そういったことなのでそういった環境では、こういった議論は進んではいないんじゃないかなというふうに思っています。まあ、私の推測で申し訳ないんですが、もうちょっと個人的な積み重ねをしてからですね、やはり最終的には、その官庁というところには行きたいというふうな思いがあります。

教育現場では避難訓練は頻繁にやっていると思いますが、会社員はやらなくていいのではありませんか、こういったご意見というかご質問があります。以上の質問、ご意見について、特に田村ご夫妻、あるいは永野弁護士からご回答いただけるでしょうか。まずは、田村さんいかがですか。

田村 孝行 ..

(以下、田村孝)

はい。じゃ、まずは企業防災をこう、議論する。私もですね、まだそこまで行き着いていないのですが、多分厚生労働省なんだろうなというふうに思っていて、労働局にも何度か行ったときあります。でも、これですね、お答えはありませんでした。

で、逆にそういった場所があればご紹介していただいて、また、一緒に動かしてもらえたらありがたいなというふうに思っています。あとは、先ほどの良心なんですけど、やはりメール、ファックスのようですね、テレビを見て、私たちの活動を見てですね、やはり行員と思われ方

から応援してくるのかっていうファックスが入っていたことはあります。あとは、その女川のモニユメントのところにですね、手紙を持ってきた人もいたということも聞いています。

田村 弘美 ..

はい。今日、女川のモニユメントのところですね、七十七銀行さんの行員のお母様という方がお花を添えていました。ということと情報も入っております。

そういう意味で、息子が入行させる上でこういう事実があつたということ、親なりに息子に伝えただ上で入行させているということ、今後はこういう若い世代の行員さんたちが、この社内の中でいろいろと改善につなげていただければ、きっともちろん良心ある行員さん、たくさんおられます、それでもこう、声を上げる人たちが出てくれればきっとこの会社も変わっていくのではないかとはい思っています。

田村 孝行 ..

(以下、田村孝)

はい。で、あとはですね、これもマスコミ方の報道を見てですね、あるものだからぜひそういうところも伝えていきたいなと思っております。

あとは、会社員として避難訓練というのですか。そういうふうにするんだということですね、会社のトップがやはり考えてくるところに伝わっていないかと難しいのかなということ、さっきの避難訓練の場合でも、やはり会社の意識を変えていくというのはですね、1つの企業の社会的責任を果たすというふうに思います。

あと、もう1つ、良心、最後ですが、あの、もう1回同じことになりますけれども、やはり、会社のステークスホルダーとして、やはり企業もいろんな、掲げてるそのステークスホルダーがあるんですが、やはり本当にこれ履行されているのかというところが疑問視あるので、お題目はいいんですけども、地域のためにかいろいろありますけれども、これは本当に企業としてやっているのか？っていうことをみんなが見ていきながらですね、進めて行くことも必要なのかなというふうに思います。我々は、企業が少しでも良い方向へ向かうように企業のあり方も含め、今後も伝えていきたいと思っております。以上です。

飯 考行 ..

ありがとうございます。今、チャットで、世話人の渡辺様から、B・C・P所管官庁の1つは中小企業庁

田村 孝 ..

の点については、やはり当然やるべきですよ。で、私たちの経験から、私たちとつながった学習塾の講師の方がですね、まず2013年に女川に來られたときに自分の学習塾では、講師も生徒も守る防災訓練をしていなかったということに気づいてですね、会社側に申入れをして、その何年後に自分のその塾ですね、避難訓練をするようになったということになりました。

で、あとはですね、去年の、その方から会社側に、会社の代表の方にですね、この企業防災とかこういった組織防災その意識の向上のための話を聞いてほしいということで会社側に申し出をしてですね、今年の9月に会社全体の防災体制の危機意識を上げるという講座をしました。

で、そのときの代表の方はですね、やはり子どもに何かあつたらまずい、講師に何かあつたらまずい。これをもう事前に意識を上げてですね、まあ会社のトップが決めてですね、我々の話を聞いたという事例があります。

で、企業のトップが自らこのことを真剣に考えて、社員、あとお客様、あとはその関わる人をどう

です、と。中小企業庁B・C・P策定運用指針が出ています、ということと情報提供いただきました。ありがとうございます。

永野 海 ..

(以下、永野)

では、永野弁護士よろしいですか。そうですね。監督官庁の話はとても難しい問題ですけれども、まあ、防災と言ってもいろいろあつてですね、防災事故を防ぐのも防災ですし、自然災害を防ぐのも防災ですね。労働上の事故であれば当然、安全配慮義務もありますし、労働安全衛生法なんかの法律もありますから労働局とか厚労省が当然動くわけですから、自然災害ってなると、例えば学校だったら文科省も、で、幼稚園だったら厚労省も、いろいろあるし、消防法だったら消防庁も出てくるでしょうし。かなりその、まあ、運輸事故であつたら当然国交省が出てきますよね。

それぞれによって出てくる官庁が違って、それ自体が問題なのかもしれないけれども、特に僕は印象的だったのが、それこそ今日もお話しした日和幼稚園なんかは私立ですから、私立のときに実際にこういう事故が起こった後にご遺族が



女川会場



東京会場

相談する場所ってというのがすごく難しいですね。

永野… 公立だったら自治体が動いてくれていても私立になった途端、急によく分からなくなってくる。で、そこでご遺族が取り残されるし、じゃ、再発防止って言っても、どこが相談に乗ってくれるか？ っていうのも見えにくいっていう。

そういう根本的な企業のか、あるいは、組織の防災を取り切れるような仕組みに今は、僕が不勉強だからかもしれませんが、まだまだなっていないんじゃないかっていうふうな感じは受けています。以上です。

飯考行

… はい、ありがとうございます。

あと、先ほどご質問いただいたフルカワさんからは、田村さん、ほんの少しだけほっとしました。社員個々人が企業倫理、企業論理だけでなく良心から行動することが重要と思います。ありがとうございます。がんばりましょう、という言葉を受けました。

また、重ねて世話人の渡辺さんからは、総務省、消防庁、あと内閣府も企業防災をしているというこ

とを情報提供を頂いています。

ということ、まだまだ議論そしてご質問、質疑応答は尽きないですけれども、しかも進行役の不手際でもう終了予定時刻の16時が近づいているんですけども、まだまだお話し足りないと思います。一旦ここでパネルディスカッションは終了させていただきます。ありがとうございます。

パネリストの皆さん、本当にありがとうございました。

5. まどめの言葉(柳田邦男)

・柳田 邦男氏

(ノンフィクション作家、評論家)

事故犠牲者遺族とともに歩み、航空機事故、医療事故、災害、戦争などのドキュメントや評論を数多く執筆している。

松

野…パネリストの皆様、そしてコーディネーターの飯

先生、ありがとうございます。ここでご参加の皆様にお呼び申し上げます。

本日のシンポジウム、16時終了予定とお伝えしましたが、終了時間が延びる可能性がございます。どうかご了承ください。

なお、ご都合の悪い方は、ご遠慮なく途中で退出して下さって構いませんのでよろしくお願いいたします。

続きまして、本日のシンポジウムのまとめを柳田邦男様にお願いたします。

柳田様は、ノンフィクション作家、評論家で、事故の犠牲者、遺族とともに歩み、航空機事故、医療事

故、災害、戦争などのドキュメントや評論を数多く執筆されています。

NHKの記者時代には、航空機事故の原因を追究した『マツハの恐怖』で、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞され、後にフリーとなられ、医療問題や災害など幅広く取材されています。

『ガン回廊の光と影』、『撃墜』、『犠牲(サクリフアイス)』、『脳治療革命の朝』など多くの著書を出されています。

では柳田様、よろしくお願いいたします。

柳田 邦男

…皆様、こんにちは。かなり時間も過ぎております

(以下、柳田)

が大変密度が濃くて、また、これだけ大勢の方々

がですね、この社団法人を創るに当たって、世話人の方々、また、今日のシンポジウムへの参加者の方々、大変な人数であるにもかかわらず、非常に一人一人が啓示性、啓示に富む内容になっておりますね。

で、それはまとめるというよりは、今日のこのシンポジウムの意味、そしてまた、今という時代に何が焦点になってきているのか。そして、時代のこの社会的価値観とか、あるいは、命観について

柳 田

…その辺りの話を、今日の皆さんの話をまとめるっ

ていうよりも、むしろヒントにしながら、少し私の頭を整理したものをお話ししてみたいと思います。

まあ、とにかくたくさんの情報が今日の中にも入っていますので、もう頭がパンクしそうなぐらい、いろんなノートの内容があるんですが、それを4点ほどに絞ってですね、お話ししてみたいと思います。

1つは、被災者、被害者のこの社会的な位置づけや意味についていうものが今、大きく変わってきたなど。

これは、20世紀の終わり頃からこの四半世紀ぐらいの大変大きな社会の変化だと私は捉えております。

また別の言葉で言えば、被害者あるいは被災者の精神史、精神の歩み、遍歴。それがですね、日本の長い歴史の中で、日本人の歴史の中で大変大きな転換点にきてるなっていうことさえ言えるんじゃないかと。そのことが1つと。

柳 田

…それから2番目にはですね、専門家の方々、今日

は世話人の中に、もう全国各種の大学の先生方が入っておられる。大変驚きです。

これだけの各種の大学のそれぞれの専門分野の方々がこういうシンポジウムに参加する。あるいは、社団法人健太いのちの教室、そういうところに集まって、そして、多様な多角的な意見表明や取り組んでいる問題の提示っていったことをするっていう。これは、画期的なことだと思っすね。そのことをちょっと2番目にお話ししたい。

それから3番目はですね、こうした社会的な動きに対応して行政や企業の中にも変化が現れてきている。特に、この20年ぐらいの間は、顕著なその先駆的な動きがあるので、そのことをお話ししたいなって思っすね。

で、4番目に、やはり最後に忘れてならないのは、悲しみというものは消えるものではない。そこにいつも振り返り、そこから出発し直すという、その原点に帰るといふ問題の重要性。この4つをお話ししてみたいと思っすね。

あ、どうも。最初の被災者、被害者の存在する意味ということなんですが、これはですね、戦後史をずっと見ると、大きな災害、あるいは大きな事故があつて、その被災者や被害者というものは、もうほとんど泣き寝入りするような形で社会の片隅に追いやられていた。

最もひどいのは公害の被害者、特に水俣病の被害者なんかはですね、むしろ差別と偏見の対象にされてしまったというような歴史もありますね。しかし、それがですね、徐々にいろんな事例の中で変わりつつある。

1つは、今日も出席されている8・12連絡会、御巢鷹山日航機事故のご遺族の事務局長を務めておられる美谷島さんなんかの活動ですね。

1985年、35年余り前ですね。もうこの夏には36年になる。

この長い長い歳月の中で、本当にこの8・12連絡会が歩んできた道というものは、これは戦後史の中で特筆すべき意味を持っているのではないかなと思うんですね。

で、この8・12連絡会で大事なポイントはですね、

交換というのは、いろんな安全問題の動きだけではなくて、それぞれ一人一人の思いをつづったお便りとか、あるいは、御巢鷹山の現況とかですね、そういったことを絶えずみんなで共有していく。

特に日本航空が2006年に安全啓発センターという残骸展示、遺書の展示などを始めてから、そこに集まって、改めてその事故をご遺族として見つめながら、また語り合い、そして日本航空の幹部の方々にもその場に来てもらって語り合う、聞いてもらう。そういうことをやっていくことができたんですね。

で、また、御巢鷹山というものが慰霊登山をご遺族がするだけではなくて、日本航空がですね、もう本当にこの15年前にですね、大きな転換をしたのは、もう新入社員を中心に全員がですね、本当に何万人もいる社員です。

それが御巢鷹山に慰霊登山をして、被害に遭った方々の悲しみというものを体感する、実感する。はらわたに染みるような形で、それが安全を考える原点だったということ。

それから、安全啓発センターを社員教育の場にす

緩やかな被害者の連帯ということが貫かれたということなんです。

で、それを支えたものは、一人一人の事情が様々あるでしょう。また、考えもあるでしょう。訴えたいこともいろいろあるでしょう。それを全て包含するのは難しい。

特に対立します一因なのは、遺族補償の問題、被害補償の問題ですね。

で、そういう個別の金銭の絡みも訴訟問題っていうものは、それは全てそれぞれの方なり、あるいは、そのグループを作ってやるなりするんだけれど、被害者というものが立場や利害関係や様々なものを乗り越えて、ただ1つ、喪失、体験の悲しさ、厳しさ、つらさ。そういう中で支え合い、つながり合って生きていこう。

しかもそれですね、難しくですね、何か規則を使って守る範囲を決めるとかそうではなくて、本当にお互い悲しみを共有し合う、情報を共有し合うという、その緩やかな連帯ですね。

それゆえに30年たっても、35年たっても、それが続いているということなんです。で、その情報

とということですね。そういったことに跳ね返っていたわけですね。

それからまた、JR西日本事故、2005年4月25日に起きまして、六百数十人が死傷するという大惨事になりました。で、そのご遺族の方々や4・25ネットワークというのを作って、いろいろと会社側と交渉活動をしたわけですけど、最初の数年間はですね、もう本当に冷たい扱いを受け、大変な対立関係でした。

しかし、それが数年たってですね、不祥事が発覚した。どういうことかって言うと、当時の鉄道事故調査委員会の委員がですね、調査中のデータ、報告書などを会社側に漏らしていたというような不祥事が起こった。それで会社側も変わらざるを得なくなりました。また、事故調査委員会側も変わらざるを得なくなりました。状況が生じたわけですね。

で、そういう中で遺族の方々ですね、この4・25ネットワークの方々が、責任追及と、それから原因究明と被害者対策と、それらを一緒にしてやるって会社側もいろんな抵抗をしてくるだろう。

なぜならば、ああいう交渉上、会社が都合悪いとすね、法的に不利になるから、のらりくらりといい加減な対応しかしなとか、そういうことになってくるわけで、それを外してすね、原因究明、この1点に絞って、責任追及は別の棚に上げるとして、やらないっていう意味ではなくて、別の棚に上げといて、そして語り合いをしようというので、課題検討会っていうのを作っただんですね。

被害者の代表と会社側の責任者と向き合って、1年間やりましたね。で、私は、オブザーバーとして絶えずそれをウォッチさせていたんですが、そういう中で会社側も劇的に変わった。

それは、どういう点で変わったかって言うと、原因についてすね、運転士がミスをしただけっていうので逃げ切ろうとしていた、その姿勢を改めてすね、背景要因をちゃんと、なぜなぜ分析という手法で詳細にすね、それが組織上どうい問題があり、その組織の管理職の意識がどうであったか。それが1つの背景要因になっていたといったことをちゃんとフロー図で示して対応し

て説明した。

それから自らの技術的欠陥、それは単にテクニカルな問題だけではなくて問題意識まで含めて、その様々な問題についての技術的知見が不足していたっていうことをしっかりと認めた。

特にどういう点で認めたかって言うと、そのダイヤの過密ダイヤの中で、人間のヒューマンエラーっていうのがどう起こるかにについてすね、十分な実態に合わせた調査をしていなかった。

ただ、電車の性能、それから職員の対応で何秒ぐらい停車していればいいのか、何秒で発車するか、もうそういうのを決めてダイヤを組んでいたっていうようなことをきちっと認めたということ。まあ、こういうことでJ R西日本は変わってきたんですね。

で、そういう力になったのが正に被害者であったわけですが、でも、これはすね、事件によって非常に差がありましたね、全くもう箸にもかからないような対応をする組織もあるわけすね。

でも、やっぱり被害者、被災者が根気よく、くじけずに継続的に社会に訴える、あるいは加害企業、

あるいは行政に訴え続けていくということをやめないことよって少しずつ動いてく。

3番目に移りますけど、行政とか企業の変化っていうものは、もう既にお話しした中に見られると思いますけれど、国交省がすね、2000年代に入ってから、ちょうどJ R西日本の福知山線事故が起こった頃ですけれども、その直後ぐらいですけれど、これから行政として、事故や災害の被災者にどう向き合いかっていうものを行政としてどう関わるのか、どう対応すればいいのかっていうのを考えるために、被災者の声をヒアリングするという活動を始めたんですね。

で、これは、やがて被害者支援室につながっていくんですけど、例えば中華航空の事故、日本航空の事故、あるいは、J R西日本の事故。そういう被災者に直接、行政がヒアリングをして、で、実に分厚いその実態報告というものをまとめたんです。これは、行政としては革命的なことだったんですね。

行政というのは、法に基づいて何らかの施策をして、その範囲内でやっついていけば万全ということだ

ったんですが、そういう限られた枠組みではなくて、本当に困っている人に耳を傾け、それに行政が何をすべきか？という視点を持って、しかも、そのリアルな実態をヒアリングによって明らかにし、報告したということなんですすね。この影響は大きくて、いろいろな行政の姿勢を変えていきました。

で、また、事故調査委員会も先ほどの不祥事の後はすね、ちょうどその頃なんですけれど、発覚してから運輸安全委員会に変わりました。

これは、従来鉄道と航空だけやっていた事故調査の対象を海上にまで変えたことが大きな理由なんですすね、そうした交通機関の事故を調べるにあたって、組織を変えた。

そして、運輸安全委員会が発足したときの事務局長は、非常に開かれた柔軟な、そしてまた、アメリカの事故調査制度について非常に精通している方だったもんですから、この事故調査のあり方っていうものは従来のような閉鎖的なものじゃなくて開かれたものにしていうんで、そこですね、継承会議を開きました。

JR西日本事故をもう一度、あの報告書で良かったのか？つていうのは、報告書が原因をです、運転手のミス、そしてブレーキ操作の遅れに絞ってたんですね。

つまり、現場の作業員の個人に原因を絞っていたんですね。これは、もうほとんど刑事裁判なんかで、直接行為者、実行行為者に絞るのと同じような考えなんです。

で、事故調査というのは、もうその頃には、90年代の終わり頃からですね、組織事故という視点で調べないと本当の真相は分からないというふう

に世界の思想は変わり始めてたんですね。で、航空界で言えば、以下を国際民間航空機関のアクシデントプレベンションマニュアル、あるいは、そのインベストイゲーションマニュアルなんかでも、そのことを明記して方法論を提示していた。

そういう時代背景を元にですね、この運輸安全委員会での検証会の中でもですね、大幅に事故調査のあり方つていうものを提言しました。

私は、その草案を書いた者なんですけれど、それ

はどういうことかつて言うともう個人に特定するんではなくて、ミスをしたならばなぜミスをしたのか、その背景要因こそが重要であり、そうしないと次のミスを防ぐ手立てが出てこないという、そういう考えですね。

で、それを遡りますと、例えばJR西日本の事故の運転手のミスつていうのは、そのストレスが大きな原因になっていた。ストレスが何か？つて言うと、1年前に停車駅をオーバーランした。そのオーバーランで処罰として日勤教育を受けて、今後やつたらクビになるとか運転手の資格を失うとかつて大変な圧力を掛けられていた。

ですから当日、伊丹駅で80メートルもオーバーランしてからは、恐らく頭の中は混乱状態になったんだらうと思うんですね。若くしてもう資格を失うのか。それで、現場は70キロ以下になきゃいけないところをその手前の直進区間で200キロも出してたんですが、それは、ブレーキもかけずに突っ込んでいって。脱線、横転、そして、マンションへの激突という事態になったわけですね。

で、そういう日勤教育制度、あるいは再教育制度つていうものを作っていたのがなぜなのか。その判断は、どうなのか。極めて現場の鬼軍曹的な者の裁量に任せていたのは良かったのか。様々なことが要因として分かって、大幅な改善をしなきゃいけなくなった。あるいは、ダイヤの組み方つていうのまで変えなきゃいけない。そういうところまで言及する。

それから、A.T.S.を危険な急カーブ区間に設けるべきであるとか、いろんなことが分かってきたわけですね。

そうすることによって、事故の再発防止というのが有効性を持って生み出されていくわけですね。それから企業の側もですね、今申し上げましたように、日本航空とかJR西日本がですね、大きく昔のですね、組織防衛の考え方だけで、突っぱねていくところからきちんと被害者と向き合う、被害者の声を聞くというような姿勢を見せるようになったわけですね。

ですから例えば、8・12連絡会の美谷鳥さんが今、日本航空の社長に会いたいって言えば、もう日常的

に会えるんですね。スケジュールが許す限り。それで、きちつと対応して耳を傾けてくれる。こんなことは、三、四十年前には考えられなかったことなんです。

で、こうした被害者あるいは被災者のこの変化つていうものを改めてまた災害について考えますと、大きな転換期になったのは、1995年の阪神淡路大震災だったと思います。このときは、もうボランティアがもう最大100万人ぐらいいは入ったと言われてますね。延べ100万人ぐらいいになると。で、それがきっかけで、ボランティアスピリットとか、あるいは、ボランティアの思想というのが生み出されてきた。

そのボランティアの思想を、はつきりと明文化したつていうのかな、記録の本として作ったのは、もう亡くなったボランティアのリーダーだった黒田裕子さんつていう宝塚市立病院の看護副部長だった方。それがもう職を投げ打ってボランティアのリーダーになって、で、青テントの女王なんて言われたんですね。

それと靴職人だったムラヤマサキヨさんとかで

すね。この方もミシンが地震で潰れて失った方でしたけれど、そういった方々がですね、ボランティア活動の延長上の基本的思想としてね、最後の1人まで、とか、たった1人でも、とかですね。

隙間を探す、様々なキーワードを生み出しました。このことは本にもなって啓発活動で使われているんですけど、そういうボランティアっていうのを単にですね、上から目線で何か助けに行こうとか支えてやるうとかっていう、そういう視線ではなくて、実は、その阪神大震災のボランティアの方々が学んだ一番大事なことは、支えられているのは実は自分だったっていうのに気づいていくんですね。

例えば、学生がもう何かもう大学行っても鬱々として自分の将来が見えない。自信を失って何をしたいいかわかんない。もうやめようか、なんて思っている学生が被災地に行つてですね、もう本当にどぶさらいから建屋の整理から、もうそういうことをやっている。

そうすると、被災者の方がですね、これだけ失つても、身内の命を奪われ、あるいは家を失い、そん

な中にあってもですね、懸命に生活、人生を再建しようと思死になつていいる姿を見てですね、命とは？生きるとは？っていうものを教えられ、気づかされ、そして自分自身の生き方を変えていく。

何かもんとしていたあの女子大生がですね、現地に行つて何をしていいかわかんない、行つたけれどグループの中でほんやりしているだけだったのがですね、もう自分をもう一度考え直さなきゃいかんっていうので一旦東京へ帰つて、そして1か月後に来たんですね、ものすごい勢いで活動を始めた。

それをちゃんとガイドしたムライさんなんかの話聞きますとね、もうとにかく来たときはね、ただばやーつといるだけだったって。何だ、この女子学生は？と思つてたわけ。

でも、やっぱり来たという意思を大事にしてやろうっていうんで、帰るときは車に乗せて駅まで送つて行つてやつて、また来たら迎えてあげるよーつて言つてやつたら、本当に来たんですね。

そしたらもう、来て述べ懐したことが、私は生きる道を見失っていたんだけども本当に教えられ

柳 田 ..

ました、学びました、つていうようなことをおっしゃつてたんですね。

まあ、そういうふうに震災のこの被災者、そしてまた支援のボランティアの方々。そういう方々の思いや、あるいは生きる道や、そういうものが新たに見出されたり、あるいは、そこで見つけて、新しい人生を歩み出したりするという、こういう変化がとても大きな時代の変化だなんて思うんですね。

で、そのことは、今日も田村さん自身もいろいろ話しておられましたけれど、しかし、やはり大事なことは、原点にある悲しみっていうことだと思うんですね。

で、悲しみというものはよくね、喪失の悲しみを乗り越ええるとか、あるいは、それを打ち破つてとかなんていうことを簡単に世の中は言うんですけど、これは私自身も疑問を感じているんですね。

悲しみなんて乗り越えるもんじゃない。消えるもんじゃない。だけど、どうしたら生きられるのか？悲しみっていうのは何かね、障害物を乗り越えるようなものじゃなくて、とても大事なものを。

柳 田 ..

人間が生きる、そして本当の、美しく生きるとか、あるいは、納得感を持つて生きるとか、その原点だとさえ言つていいと思うんですね。その悲しみを抱えながら、そしてそれが消えることなく、むしろ深まりさえする。

その中で人はどう生きるか。その道を見出すことがレジリエンスというのだと思うんですね。

そのレジリエンスの道をですね、この今日もお集まりくださった被害者の方、被災者の方なんかに関わつている一番大事なところかもしれないなと思うんですね。

で、そこを揺るぎないものにしていくと、道を踏み外すことがなく、しかも後戻りすることもない。悲しみっていうのは、後戻りする場所ではない。むしろ、明日を生きるための一つの原点なんだっていう、この捉え方が大事だと思うんです。

で、それが実は最初に言いました、1番目に申し上げたかった被害者、被災者というものが社会的にどんな意味を持つてきているのか。そのことも一番のまた原点でもあると私は思っているんですね。



柳田邦男氏によるまとめ

柳田

…

で、3番目に話そうと思った行政や企業の変化っていうのは、もう申し上げたのでちょっと戻りまして2番目にですね、専門家の連帯についてお話しをしたいと思います。

で、今日ですね、私自身も本当に世間知らず、認識不足だったんですが、これだけ各種の大学でいろいろ、こうした災害の再発防止、あるいは、事故防止。そして被害者、被災者の再生のためにいろんなテーマを掲げた研究科目があり、そして、その専門家が育ってきてる。

私が若い頃、防災や事故の取材をしている頃はですね、そういうことはなかったんですね。

本当に限られた、例えば東京大学と京都大学で地震学とか、あるいは、台風災害の問題とかやってる方がおられるのが限界ぐらいだったと言ってもいいと思うんですね。

しかしこの、ものすごく変わりましたね。そういう中から素晴らしい方々が全国津々浦々、もうほとんどの大学にこういう専門課程が生まれた。

そして今日、それをどういう形で見たかと言うと、そういう方々がこの連帯するような形でこう

柳田

…

いう発起人になり、あるいは、シンポジウムに参加するという形が生まれた。

ですから、今日のこのシンポジウムの記録というのは、是非冊子にしてほしい。今日の冊子っていうのは、一つのこの災害事故のですね、変容を示すメルクマールになる。まあ、里程標になると言っているくらい大きな意味を持つてると思うんです。そのことをですね、私は特に今日、強く感じた次第です。

で、また、被害者、被災者のところにちょっとだけ戻らせてください。とても大事なポイントがもう一つ申し上げたいのは、たった1人の戦いっていうことが成り立ち得る、そういう時代にもなってきたっていうことだと思うんですね。

市川さんがエレベーターの被害者としてエレベーターの安全について取り組みだしたのは、たった1人の戦いです。

もう自分の息子の命をどういう形で本当に生かすことができるのかという、ここから出発して本当にね、美谷島さんのお住まいのマンションは、11階だったかな？大変なエレベーターで上がる

柳田

…

なきやいけないのにエレベーターが怖くて乗れない。だから国交省にあれ、国会に陳情に行くのに歩いて行くんですね。もう何十万歩歩いたか分からない。そういうところを休むことなく続けた。それは、とっても大事な。

それから、エレベーター事故じゃなくて、加山さんのように踏切事故についてお母様を亡くされた。これを何とか、そんなことを繰り返したくないということから自分の足で歩いて全国各地、地方の果てのほうまで事故があればですね、ちゃんと事故調査委員会が調べてない、もう本当に鉄道会社だけに任せている、あるいは国交省なりに任せている。

そうじゃなくって、本当に構造的な問題を明らかにするには、航空事故なんかと同じように構造的な原因究明をしなきゃいかんっていうので自分で歩いて、そしてレポートを書いて、事故調査委員会に提出する。運輸安全委員会に提出する。遂に運輸安全委員会もこの発足も、踏切事故も1つの交通機関の事故として調査対象にするようになった。

でも、最初はね、この線引きがあったんですね。5人以上亡くならないと調べる対象にしないって。何で5人で線引きするのか？構造的な問題があれば、1人亡くなくても大きな教訓はあるだろう。その視点から加山さんは、自分でこの原因調査をして歩いて、その都度、自分で報告を運輸省にあげる、運輸省もさすがに動きましたね。問題があれば例え死者が1人でも、ちゃんと構造的な問題を調査して報告書を出すという、これに変わりました。

で、こうした揺るぎない戦いと同じように田村さんの活動も、ある意味でたった1人の戦いかもされません。

訴訟においてはですね、3人連名でやっておられましたけれど、こういう形でこの災害を防ぐために、被害を防ぐためにどうすればいいか？っていう新しい発想で、健太いのちの教室というものを創り、そしてそれを社会に広げていこうという。これは、語り部活動のようなものが原点にあったにしても、全く新しい組織的に1つの社団法人を創って、広げていく。そういうことがまた、この社会

の影響力を強めていくというそんな意味を持つんだろうと思うんですね。

で、もう時間がきてしまったんでそろそろまとめの予定なんです。最後にですね、原点に帰るということ。そのことを強調したいんですけど、そのなぜ原点に帰る必要があるか？って言いますとですね、大体歴史で見ると、災害事故、あるいは公害、そういったものの原因究明っていうのは、もう裁判に訴えるしか場がなかった。

で、裁判に訴えるっていうのは、1つは刑事訴追。もう1つは、民事訴訟であるわけですね。だけれど、これがですね、被害者側の声がまともに取り上げられるっていうことは、ほとんどなかったと言っているくらいですね。

なぜならば、刑事裁判なり、司法の取組っていうものは、ものすごくその証拠を持って犯罪の構成要件を満たさなきゃいけないって厳しい枠組みがある。そのために、背景にある組織的な要因とか、あるいは経営判断とか、そこまで遡れないんですね。

去年、福島原発事故の刑事裁判の1審判決が東京

でありましたけれど、これなんかも役員3人が無罪になりましたですね。まあ、控訴中ですけれど。そして、なぜ無罪なのか？って言うと、そこまで予見判断できなかったというのが基本的にあるわけです。

しかしね、事故調査の考え方から言うと、そういう刑事裁判の厳格な枠組みの中では、安全安心な社会づくりに全く貢献しない。処罰すれば世の中が良くなるかって言うと、それは単にですね、こんなに人が死んでるのにぬくぬくと経営者がいられるっていうのはおかしいっていう、そういう感情の解消にはなるでしょう。しかし、社会が変わるといったことはない。それが戦後の歴史でした。

しかし、最近少しずつ変化が見られる。その端緒がですね、一部の判決だったと思うんですね。

例えば、大川小学校の裁判でも画期的な最終判決が出ましたですね。で、それが出たことによって初めて県や市や教育委員会がこれからの学校防災について根本的にどうすればいいか？って取り組むようになったわけですね。

で、そうした社会の制度的な枠組みというものに縛られずに、組織防衛なんかの枠組みに縛られずに、安全安心な社会をつくるにはどうすればいいか？って言うと、飯先生もちょっと一言触れてくださった25人称の視点。

つまり、被害者に寄り添い、そして専門性の知識の中、あるいは、経験の中から何とかならないか？という道を見出していく。ただ同情するだけではない。専門性を生かして、そして社会を変える道を探し創っていく。これが25人称の視点なんですね。

2人称でないのはどこが違うかって言うと、2人称ですと、感情の中、ただ、ともに抱き合って泣くだけ。それは、それでとても大事な個人的な支えになるでしょうけれど、しかし、社会を変える力にするには、そこにもう1つ専門性が必要である。その専門性というものを担保するものとして3人称の意見、3人称の知識や経験、そういったものを生かす道を探す。これが25人称なんですけれどもね。

で、これは、日本航空を例に出すと、これは会社の

柳 田 ..

教育訓練の重要なキーワードの1つになっています。もう1つのキーワードは、三現主義ですね。現場へ行け、現場を見ろ、それから現物、残骸や遺書。それを見ろ、ということ。

それから3現人ってある。体験した人、被害者の悲しみ。あるいは、社員であつてもその現場で苦勞した人。そういう人の話を聞け。この三現主義と、この2つがですね、安全問題に取り組む上での思想と感情の原点だということが言われています。

ほかの企業でこんなことをやってるところがまだないのが残念なんですけれど。

別な言葉で言えば、私が先ほど申し上げましたように、悲しみというその原点にいつも帰ること。それがですね、何か法律は、こうなってるから仕方なかったとか。

あるいは、どうもこの世の中はこうなんだよっていうんで引き下がるんではない、そういう生き方や社会にもたらず力というものになるに違いないという。その意味で原点に帰るということですね。まあ、室崎先生が、その幾つか挙げたいろんな

心得の中で最後に、悲しみを伝えることの大事さっていうことをおっしゃっていましたけど、正にそういうことだと思っんですね。

柳 田 .. そしてまた、美谷島さんが事故調査と被害者支援は一体のものだと、表裏一体のものだとおっしゃったこと。

それは、私なりの言い方をすると、絶えず原点に帰り、そこに改めて専門性の生かし方とは何かっていうことを考えていくという、こういうことだと思っんです。

今日は、大変そういう意味で、示唆に富む発言が多くありました。本当にこの記録を是非作っていただきたいと思っいます。発言の場を設けてくださいますとありがとうございます。

6. 閉会挨拶

松 野 ..

柳田様、ありがとうございました。

なお、チャットでの議論も盛り上がっておりますので、是非チャットのほうもご覧いただければと思っいます。

田村 孝行 ..

では最後に、田村孝行さん、弘美さんご夫妻が閉会のご挨拶を申し上げます。田村さん、お願いいたします。

はい。柳田先生、どうもありがとうございました。

お忙しい中、参考になりました。どうもありがとうございます。

今日はですね、長時間にわたりですね、私たちのシンポジウムにご参加していただきまして本当にありがとうございます。先ほども言ったとおりですね、また新たにこういうふうにして、一歩一歩できることをやっていきたいなというふうに思っっています。

1人ではできませんので、また、今日ご登壇いただいた大先輩方ですね、連携をとらせていただきながらやっていきたいということと、今は、コロナ禍でこういった形でですね、オンラインとということとさせていたのですが、いつかまた皆さんと東京で生でお会いをして、またご参加された方とも生で顔を合わせてお話をしたいなというふうに思っっています。今後ともよろしくお願っいたします。

柳 田 ..

柳 田 .. 柳田様、ありがとうございました。

松 野 ..

今日は、本当にありがとうございました。
(拍手)

以上をもちまして、一般社団法人健太のちの教室設立記念シンポジウム、命を大切にする安全な社会づくりを目指しての全てのプログラムを終了いたします。

なお、オンラインでご参加の皆様アンケートをお願いしております。ZoomのチャットにアンケートページのURLを記載しておりますのでそちらからアンケートにお答えください。

今後の運営の参考にさせていただきますので是非アンケートへのご協力をよろしくお願っいたします。

以上

シンポジウム

「いのちを大切にすゑる安全な社会づくりをめざして

—— 一般社団法人 健太いのちの教室設立記念」

開催日 … 2021年3月6日(土)

会場 … オンライン(専修大学神田校舎、

女川町まちなか交流館などより配信)

主催 … 専修大学法学研究所、専修大学法社会学ゼミナール、

一般社団法人健太いのちの教室

発行者 … 一般社団法人健太いのちの教室

連絡先 … 一般社団法人健太いのちの教室 代表理事 田村孝行

ホームページ : <https://kenta-inochiclass.com>